

令和3年3月24日

令和3年第1回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和3年第1回和東町議会定例会

会議録 (第2号)

招集年月日 令和3年3月24日(水)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 7時28分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊彦
3番	藤	井	清隆	4番	村	山	一彦
5番	吉	田	哲也	6番	井	上	武津男
7番	岡	田	泰正	8番	岡	本	正意
9番	畑		武志	10番	小	西	啓

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事務局 長 島川昌代

書 記 今西靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	原田敏明
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	和賀聡
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	1番 岡田 勇 2番 高山 豊彦

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 1 号 令和3年度和東町一般会計予算  
議案第 2 号 令和3年年和東町湯船財産区特別会計予算  
議案第 3 号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算  
議案第 4 号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 5 号 令和3年度和東町下水道事業特別会計予算  
議案第 6 号 令和3年度和東町介護保険特別会計予算  
議案第 7 号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 1 2 号 和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 1 3 号 和東町有償旅客運送に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 4 号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 5 号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 1 6 号 和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 1 7 号 和東町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 1 8 号 令和2年度和東町一般会計補正予算（第8号）  
議案第 1 9 号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第 2 0 号 令和 2 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 2 1 号 令和 2 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 2 号 令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 1 発議第 1 号 和東町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 1 2 発議第 2 号 扶養照会の撤廃など生活保護制度の改善を求める意見書

日程第 1 3 発議第 3 号 安心できる介護保険制度への改善を求める意見書

（追加）

日程第 1 議長辞職の件

日程第 2 議長の選挙

日程第 3 議席の一部変更

日程第 4 常任委員の所属変更の件

日程第 5 議会運営委員の選任について

日程第 6 広報編集委員の選任について

日程第 7 一部事務組合議会議員の選挙

日程第 8 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 9 京都地方税機構広域連合議会議員の選挙

日程第 1 0 相楽東部広域連合議会議員の選挙

日程第 1 1 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 1 2 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 番、岡田 勇議員、2 番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和 3 年 2 月 2 8 日現在の、例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第 3、議案第 1 号から議案第 7 号まで、令和 3 年度和東町一般会計予算及び各特別会計予算、以上 7 件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長が移動困難なため、副委員長から報告されます。

予算特別副委員長、岡田泰正議員。

○予算特別副委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

今、議長のほうからご紹介いただきましたが、予算特別委員長が移動に困難を来すため、副委員長である私、岡田泰正が予算特別委員会審査報告をさせていただきます。

3 月 3 日開会の令和 3 年第 1 回定例会に提案された議案第 1 号から議案第 7 号までの令和 3 年度和東町一般会計予算及び各特別会計予算の審査が予算特別委員会に付託

され、3月10日と11日の2日間にわたり予算特別委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに、奥田副町長から当初予算の概要と主要事項の説明を受けた後、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けた。

令和3年度当初予算は、4月の町長選挙を控えての骨格予算であり、一般会計の予算額は33億1,550万円、6特別会計の予算額は19億9,120万円、合計額53億670万円で、継続事業などの増により、前年度より0.8%、4,188万円の増額となりました。

令和3年度予算はこれまでの取組を令和3年9月に策定予定の「第5次総合計画」へつないでいくため、第4次総合計画をさらに発展・充実させ、引き続き、施策の基本方針である6つの協働プログラムに沿った予算編成であると説明されました。

昨年度に引き続き、令和3年度においてもコロナ禍の中で事業に取り組んでいくこととなり、一般会計予算では、子育て支援対策として、小・中学校の給食費、修学旅行費の無償化や保育料・給食費の無償化、18歳までの医療費無償化など継続して実施され、和東保育園の耐震改修工事にも着手される。

住民生活の安心・安全に向けた予算では、先行き不透明な新型コロナウイルスワクチン接種事業や感染防止対策への取組や令和元年度から進めてきた「祝橋整備事業」は、令和5年秋頃の完成に向け本格的に工事が始まる。同時に、石寺橋の整備事業や町道の拡幅改良工事、河川護岸整備なども計画的に実施される。

交流人口・関係人口の拡大に向けた予算では、地方創生推進交付金を活用し、農業体験事業や観光の推進、また、茶畑景観周遊観光として、ゴルフカートを利用したグリーンスローモビリティ運行が4月から有償で運行される。

移住定住促進では、移住者の増加を図るため、空き家改修補助や景観条例に基づき景観を生かしたまちづくりに取り組まれる。

近くオープン予定の交流ステーション農産物直売所では、交流の場と情報発信の拠

点として、住民が育てた野菜の販売や手工芸品の出展など、住民を中心とした運営を計画されている。

また、コロナの影響で1年延期となり、来年5月に開催されるワールドマスターズゲームズは、大会に向けた準備も本格的に進められる。

また、新規事業として、高齢者のバス利用の促進を図る目的で、数え70歳の方を対象に奈良交通バスICカード、CI-C A 1万円分が交付される。

特別会計の簡易水道事業・下水道事業では、経営状況を的確に把握するため地方公営企業法の適用に向けた取組が進められる。

簡易水道事業では、今後、料金改定など課題も山積し、非常に厳しい状況が見込まれる。

これらの説明に対し委員からは、令和3年度以降、大型の公共事業である祝橋・石寺橋の架け替え工事や総合保健福祉施設整備、保育園の改修など予定されているが、近隣で公共事業にまつわる贈収賄事件など不祥事が起こっている中で、職員のコンプライアンスを確保していく上での取組は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から予定されているワクチン接種の予約や通知方法、接種記録、接種会場までの交通手段などの対応は、また職員の体制は、コロナの終息が見込めない中、変異ウイルス感染者も徐々に増え、今後に備えるためにもPCR検査を実施する考えは、コロナ禍の中で、改めて地域での医療や保健体制の強化の必要性を実感した。

地域公共交通の関係では、高齢者へバスカードを交付されるが、狙いと目的は。

カードを渡しても利用目的がはっきりしないと便利でも利用されない。公共交通については、今後グリーンスローモビリティの運行も含め、早急に検討していかなくてはならない、祝橋架け替え工事の期間が2年間と短いように思うが、スケジュールどおり完成できるのか。地元住民への情報発信や安全対策を十分配慮した上で進めてほしい。

2年度に設置された災害時の避難所用マンホールトイレについて、住民に対して利



用方法など訓練の実施は。

和東茶カフェの運営状況について、使用料の積算根拠や減免に至った経過など不透明な部分が多い。今後状況を委員会でも説明・報告していただきたい。

有害鳥獣被害対策野菜づくり支援事業補助金について、農産物直売所に住民から多くの作物を継続して出荷いただくためにも、この補助金の交付は、有害鳥獣被害を防ぐことで、直売所の成功にもつながる。

また、地域けん引事業について、2年度に予算を計上されていたが、進捗が何も見えてこない。今後の見通しは。

その他、ふるさと応援寄付金返礼品の見直しや企業版の検討は。

農・観連携コミュニティ創生事業700万円の内容や目標、成果は。

地籍調査の進捗や総合保健福祉施設整備に向けた準備や取組は。

空き家バンクの登録数や契約状況、雇用促進協議会の今後の取組など、行政全般にわたる施策や方針等活発な質疑が交わされました。詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の5つの会計に反対討論を、また、私、岡田泰正が一般会計、井上委員が国民健康保険特別会計、吉田委員が下水道事業特別会計、高山委員が介護保険特別会計、村山委員が後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

令和3年度一般会計予算ほか6特別会計予算の採決の結果は次のとおりです。

議案第1号 令和3年度和東町一般会計予算は賛成者多数、議案第2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計予算は賛成者全員、議案第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算は賛成者多数、議案第4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計予算は賛成者全員、議案第5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計予算は賛成者多数、議案第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計予算は賛成者多数、議

案第7号 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は賛成者多数、以上のとおり、本委員会は、令和3年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算6件を原案どおり可決いたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（小西 啓君）

本案に関しましては、ただ今報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

議案第1号から議案第7号まで、令和3年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の以上7件について、副委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の7件は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第1号から議案第7号まで、令和3年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の以上7件は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第12号 和束町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第12号の提案理由を申し上げます。

和束町体験交流センタートイレほか改修工事の請負契約金額が5,000万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるため、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第12号の提案を説明させていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第12号

和東町体験交流センタートイレほか改修工事の請負契約の  
締結について

令和3年3月9日に一般競争入札に付した和東町体験交流センタートイレほか改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 事業名 和東町体験交流センター耐震補強及び改修事業
2. 工事名 和東町体験交流センタートイレほか改修工事
3. 工事場所 京都府相楽郡和東町大字中地内
4. 契約金額 5,717万8,000円  
(うち消費税等相当額519万8,000円)
5. 契約の相手方 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字中溝16-1  
岡田・山喜特定建設工事共同企業体  
代表者 (株)岡田組 代表取締役 岡田吉博
6. 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
7. 工期 議会の議決を得た日の翌日から令和3年10月29日まで
8. 支出科目 和東町一般会計  
(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

(目) 4 活性化対策費

(節) 1 4 工事請負費

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料No.12でご説明させていただきます。

和東町体験交流センターのトイレほか改修工事の内容でございます。

1. 工事内容といたしましては、建具・内装・塗装・躯体等改修工事、環境配慮改修工事、電灯・誘導支援・表示設備等改修工事、給水管更新工事、1・2階トイレ改修工事でございます。

2. 内訳事業費ということで、事業費の内訳を示しております。

建築工事といたしましては一式で2,689万9,000円、電機設備工事といたしましては一式で899万5,000円、機械設備工事一式といたしまして2,128万4,000円でございます。この中には、経費、それから消費税を含んでおる按分の内訳でございます。請負率といたしましては、96.46%でございます。

3. 入札参加者といたしましては、岡田・山喜特定建設工事共同企業体ということで、入札金額は5,198万円でございます。

4. 税抜予定価格が、5,389万円。

5. 税抜最低制限価格は、4,840万7,000円ございました。

次に、右側に折り込んでおりますA3の設計図面によりまして、工事の若干の概要を説明させていただきます。

A3版、1枚目の図面をご覧ください。

1階の平面図で赤色に着色したところが主な工事箇所でございます。男女トイレの多目的ホール、会議室の床及び階段となっております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目でございます。

これが2階の部分でございます。同じく、男女トイレ、それから和束町町史編さん室、それから各部屋の入り口の床の部分の改修をかける形となっております。

もう1枚おめくりください。

これが1階部分の立面図ということになります。色塗りしているところでございます。無着色のところは現況でございます。着色部分が今回の改修事業内容でございます。

真ん中の下段につきましては、廊下側からトイレ側を見た図でございます。左側が女子便所、右側が男子便所ということで、こういった建具ということでございます。

右側の上部の部分が天井の梁ですね。

それから、下段が男子トイレ・女子トイレの配置図でございます。現在、和式の部分を洋式というような形に変更することになっております。

もう1枚おめくりください。

これにつきましても、2階部分のトイレの主なところでございます。説明の内容につきましては、改修箇所につきましては1階の部分と同様な形となっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、工事内容のご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、幾つか確認させていただきたいと思っておりますけれども、今回、トイレの改修というのが主なものにもなっているわけですが、いわゆる洋式にしていくということだと思っておりますけれども、今、トイレ機能自身もかなりいろいろと発達しているので、その辺がどのようなトイレを予定されているかということと、あと、この建物自身は

図書室等も併設してますので、子育ての方とかが利用される頻度も結構あると思うんですけども、そういった方向けのおむつを替えるであるとか、いろんな施設等でそういうことも出ておりますけども、そういったことは予定されてないのか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今ありましたように、施設部分につきましては、現在、和東町の役場の庁舎の中でのトイレ、ご存じだと思うんですけども、ああいった形でウォッシュレットタイプですね、最近のトイレという形でございます。

ただ、男子便所、女子便所につきましては、スペース的にかなり厳しいところもございます。確かにお子様を預けるような台とかいうところも考えられますけども、スペース的な問題もございますが、工事的には、柵とか、子供さんを乗せておく台とかですね、今その部分につきまして設置の部分はございませんが、最終的には何かの形で手だては図っていかんなんらんというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

また、経過の中でぜひ検討いただきたいと思いますが、あと、細かいことなんですけども、役場の今、庁舎のところにトイレがありますけども、特にこれは女性のトイレのほうの関係で、要は、扉のところに物を掛けるフックのようなものがありますけども、それはそれでいいんですけども、ただ、女性の方はちょっと背が低い方とかが多いので、男性の方は一定上背がある方が多いところもあって掛けられたりすることも

あるらしいんですけども、女性のほうはそういうことがしんどい方も多いということで、今つけてる分はそれはそれで置いてもらってもいいんですけども、要は、もうちょっと低いところにつけてもらったほうがありがたいという話もあります。利用されている方じゃないとなかなか分からない話なんですけども、その辺、高齢者の方もおばあちゃんとかですね、利用される頻度もあると思いますので、また、つける際にはその辺の利用される立場に立ったという形で、ちょっと細かい話ですけども、その辺も配慮いただけたらなというふうに思っているんですけども、その辺。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

棚を設置したトイレは一つございますけども、今おっしゃったように、そういった利用者の方に配慮する部分につきましては、施工する中で参考にさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで、今回、トイレ全面改修ということと2階も含めまして、あと、ホールとか会議室等のほうの床であるとか、そういったことも改修していただくんですけども、工事というのは、している間、施設の利用というのはどのような形になるのか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

2階の部分を使えるかなというように思います。

ただ、ここら辺の部分につきましては、契約していただいた会社のほうと協議しながら利用部分を考えていかないといけないのかなというふうに考えております。工事でございますので、やはり多少はご不便というんでしょうか、利用できないところをご理解いただかなければならないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

もう一回確認なんですけど、トイレ全面改修ということなので、要は、今あるものを撤去するとか、あと、全部入れ換えるということだと思っんですけども、この工事期間が10月29日までということで、いわゆる年度でいえば半年ぐらにかかるといことなんですけども、ここは公共施設ということもありますけども、ふだん、図書室も含めて、教育委員会の方とかが日常的に使っておられると。

もう一回確認です。工事中はトイレというのは使えなくなると思うんですけど、その辺の対応というか、ほかに仮設も含めて、トイレを使われるのかもしれないですけども、その辺の対応はどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

当然、トイレにつきましては、今、東部連合も入っておりますし、図書館もごさいますし、町史編纂室もごさいます。そちらのほうで仕事はしておりますので、当然、仮設トイレは設置しなければならないという方向でございますので、よろしくお願いたします。



○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

職員の方とかもそうなんですけども、言われますように、いわゆる図書館の利用者であるとか、一定、子供さんも含めていろいろ利用されている分もありますので、仮設トイレ自身も最近はいいい仮設トイレもあると思うんですけども、その辺いろんな方に配慮できるような形についても、ぜひお願いしたいなというふうに思いますけど、その辺、最後にもう一回お願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

当然、利用される方の不便が生じないような形の中で、仮設トイレにつきましては、また工程会議の中で業者と打合せをしながら進めていくもんでございますので、今ありましたご意見につきましては反映できるような形の中で協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

ほか、質疑ありませんか。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私から、1点だけお聞きしたいと思います。

あの場所は、一応、避難場所にもなっております。いわゆる車椅子とか、そういう方がもし来られた場合に、トイレ可能になるかどうか、段差があったりしてないか、その点についてお聞きしたいんですけども、1階の部分だけでも結構です。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

有事の際の避難場所として車椅子、なかなか想定しづらいところがございますし、そちらのほうに避難場所として開設をするのであれば、車椅子でぐるぐると上がるのではなくて、そのときに従事する職員なりが抱えてとかいう形の中では対応していかねばならないのかと思います。

ただ、有事の際の開設の部分がどうなってくるのか私は分かりませんが、人はそちらのほうに詰めますので、そのときの対応はさせていただかなきゃならないのかなと思います。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

議長に着座のお許しをいただきましたので、ありがとうございます。

実は入札の方法、名前が特定建設工事共同企業体となっておりますけども、この辺は、例えば金額が5,198万円、この物差し、特定やない物差しは何ぼなんですか。例えば4,980万円、これだったらどうなのか、5,000万円を超えたらどうなのかということ、その辺をお聞かせ願いたいです。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

特定建設業ということで、今回の工事名称がついております。これにつきましては、JVを組んだ場合特定ということで使わせていただいています。ただ、JVには形状JVとか地域貢献JVとか特定建設業JVなどという名称がありまして、今回は工事

のみでございますので、特定建設業という名前の名称を使っております。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

一昨年に、たしか、そっちの担当で活性化のあるところ改修か何かしましたね。記憶ないですか。その金額はいくらでされました。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

詳細の契約額については今、持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、基本、大体6,000万円を超える工事になった場合については、JVを組ませていただくという考え方の中で仕事を進めております。これは一般的な判断でございますので、若干の金額差は出るかも分かりません。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

私の記憶が間違っていたらごめんなさいなんですけども、一昨年、5,000万円を超えて単独で請負者が1社あります。これは5,100万円2社、5,000万円1社で入札しているにもかかわらず、これは5,100万円、だったそれぐらいの金額で2社にせないかん、その理由をお願いします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

工事金額の予定価格の額プラス消費税の額ということで判断しております。今回の

場合、5,300万円の額で判断をさせていただいております。5,800万円近くの金額にたしかになっていると思います。その関係で2社ということで判断させていただきました。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

そうすると、前のときに5,000万円で1社で落札されて工事は進んでいます。今は5千2、3百万円、割ったら2,500万円ぐらいですね、1社ね。一昨年、片方では1社で5千何百万円を落札している。今は5,200万円から300万円で共同企業体していると。企業体の意味はよく知っているんです。その違いがね、ここに書いてある特定共同企業体のやつは大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に対して技術力を結集することに工事の安定をもたらすということになっています。特定工事の企業体のこういうことがこれに載っておるんですけど、今はこれに準じているということですから、その前の5,000万円を取った人はこれに反しているということになると、結局、施工に関しての技術力もないと。しかし、5,000万円を1社で取ったというように解釈をするわけですね。業界あたりは混乱してます、結局。

だから、出すときには1社3,000万円以上とか4,000万円以上のあれがあったら特定になりますよと。ここに書いてあるような高い技術力になったら、4,000万円でも企業体を組まないかんわけです。ずっと見てますけども、和東町そこは今までばらばらですわ。

今この仕事が入札が1億何ぼで流れましたね。そのときは結局、企業体を組んだことにしてくれということだったでしょう。だから、この前も、例えば、井上、それから山城の企業体、それについては特定業者を頭に持っていっとるんですよ。今の場合には名前は入っていても2社のうち特定業者ですか、俗に言うマルチ（特定建設業許可）というのかな、この2社はその許可を持っていますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今のご質問ですけれども、マル特と俗に言われる特定建設業と言いますのは、下請工事を受注することができる業者になります。今回、今、岡田議員の言われる内容も私のほうも考慮しているつもりでございます。と言いますのは、実際に工事を発注する場合にどれだけの下請があるか、大きな下請であって工事が建設業法にのっとってどの程度の工事になっているかというのを判断しまして、大体、1社単独で発注する場合の金額を勘案する中で、できる限り多くの業者に工事に参画していただけるような配慮をしながら、JVと、それから単独発注を切り分けております。

ただ、今回の工事につきましては、工事金額から見まして、工事内容も見まして、一旦、町内の業者でほぼできるというような工事になっておりましたので、町内の業者にできるだけ発注できるような形で発注させていただいております。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

そうすれば、去年の工事は特定なんですよ。これは去年の仕事の続きですからね、そのときは金額はいくらでした。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

1億1,000万円弱の工事だと思います。前回のときにつきましては、耐震の包帯工法というのがあって、これを専門で持っている業者が和東町内におられなかった

ということもございましたので、点数を上げさせていただいて発注させていただいたということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

そしたら、課長、言いますよ。去年、一昨年の5,000万円そこそこでね、場所はここじゃなくても、活性化なるとこへされた工事ありますよ。農村課長、覚えていますか、5,000万円ちょいで、それは特定やなかったんです。単独なんですよ。

業界側としては、はっきり明確にラインを言うたげないと、勝手にそのときそのときになって1億円何ぼで流れたんでしょ。一度流れたんでしょ、この工事の。そーうでしょう。その理由というのは、そういう特定がどこに使われてるのか。例えば、単独ではどこまで行くのか、これからしっかり、建設課長、そういうことをちゃんとつけてもらわなあきませんよ。

だから、例えば、次の東保育所の改修もそろそろ出るでしょう。それから、一番の保育所の金額も出ますでしょう。その辺ははっきり、それはこういうわけで特定が要りますよ、特定やない単独でやったら、4,000万円でも5,000万円でもこれは単独で行くいう、その物差しをちゃんと決めてもらわんと、こんなん起こりますよ。今までばらばらで、5年間調べてもらってください。分かりますよ。今、議論したかってしょうがないけど、そういういい加減な指名方法されると、正直に言います、受ける側は混乱します。

前かて一度この仕事流れてるじゃないですか。流れてないですか。1億1,500万円なんかいうやつでね、私はいなかったけども、いてたらそう言うけど、受ける側はちゃんとした受ける体制を取らないかんで、もう一度言います。

5,000万円で一人で取った業者もいれば、5,300万円を二人で取った業者も今現時点出てきているという、この仕分は何なのか。それをはっきりしないと、今度

からそういう具合にしてくださいよ。それは私、議長お願いですわ。混乱を来すような指名をしないでください。

特に、今、宇治田原云々でね、近辺でいろんな問題が起こってますわ。だから、十分注意してやってもらってほしいと思います。結構です。

○議長（小西 啓君）

結構ですと言っておられます。分かりましたか。今度の入札から。

○1番（岡田 勇君）

私の言うてる趣旨はそういうことです。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡田議員からの御指摘につきましては、鋭意精査させていただきまして、今までの工事、今後の工事については一定の形で図らせてもらいながら発注するように努力していきます。あくまでも一般競争入札ですので、前回の場合につきましては入札参加者がおらなかったということで、うちはこの形で発注するという形で出させていただきました。その点だけのご理解のほうをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

すみません、先ほど井上議員の話の聞いた上でちょっと補足というか、追加でお願いしたいんですけども、先ほど避難所指定されてますと。それはされていますね。車椅子の方が利用される場合にどういう想定をされているかという話だったと思うんですけど、先ほど課長は、車椅子の利用は想定しづらいけども、いわゆる人もいるだろうからみたいな話をされていたと思うんですけども、それはどうなんですかということなんですよ。

いわゆる指定避難所であって、やっぱりこれだけいろんな方が利用されることを想定されていると思うんです。車椅子の方は想定してないかのようなことになれば、避難所としては大変欠陥があるというふうに言わざるを得ないので、今、このバリアフリーとかも一方で言っていて、こういう改修工事もそれなりにされようとしているときに、避難所としては、使うときに車椅子の方は想定しづらいなんてなってしまったら何のための改修なのかということになりますし、幾らトイレをきれいにしても、車椅子の方は利用できないことはないけども、想定しづらいですなんて言ってしまったら、じゃあ、その方は一体どこに行けばいいのかという話になりますから、そこは避難所としての機能として、もしそういうことであれば、そこはちゃんと改善する改修にしていきたいと思うんですけども、その辺はできますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

当然、有事の際に避難所として開設する部分であれば、職員配置のところにも配慮いただいて対応できるという体制を整えていただくように総務課のほうにお願いしておこうと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

もちろん誰かが手助けしていくというのは、当然そういうことはありますけども、ただ、やはりその人が例えば車椅子で自力で、想定していると思いますよ。要は、駐車場に一応そうそうスペースも置いてあって、スロープもあって、入って行って、身障者用のトイレがありますよね。だから、想定していると思うんですね。だけど、多分、下駄箱の入り口のところです、あそこで多分段差があったんじゃないかと思いま



す。今回改修するのであれば、そういった方がちゃんと自分で漕いでも行けるような形にしておくのが大事だというふうに思いますし、その辺、バリアフリー等でかなり以前から法律でもって言われているわけですから、そういう段差をちゃんとなくしていくということを、今回、もし改修されるのであれば、改修箇所のトイレの中もそうですし、そういったことがないようにもう一回ちゃんとチェックしていただいてやっていただきたいと、それはもう一回お願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、私のほうの想定が外れておりましたけども、当然そういった形で避難所ということもございますので、今後利用されるということも含めながら検討していきたいというか、施工のほうですね、進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

総務課長にね、一応、防災関係がありますから、避難所の開設とか、そういったことで一応やられるのは総務課だと思うんです。それで、今度、体験交流センターが改修するということですけども、先ほどの質問とかでそういったバリアフリー的に問題があるんじゃないかというような答弁がありましたから、それはやはり避難所の機能としてはおかしいんじゃないかということですので、そこはもう一度協議いただいて、そういうような難がもしあるのであれば、ちゃんと改修できるようにその辺は連携していただいて、防災担当としてはその辺を確認していただきたいと思っておりますけども、それだけ最後聞いておきます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうから岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

私も今回、農村のほうから挙げさせてもらった議案の図面を見させていただいているんですけども、当然、身障のトイレが一つございます。それについては一旦撤去をするけども、改修をするというような内容の、入れ換えるというような工事になりますんで、当然、身体障害者の方がトイレを利用されるという前提でこの改修工事がされていると思っておるんですけども、そのあたりお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第12号 和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第12号 和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第13号 和東町有償旅客運送に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第13号の提案理由を申し上げます。

グリーンスローモビリティは、時速20キロ未満で公道を走行可能な環境に優しい電気自動車であり、和東町では交通空白地域における地域住民及び観光旅客その他の当該地域を来訪される方の交通手段を確保するため、平成29年度に1台、令和元年度に1台購入いたしました。合計2台を所有しております。

優れた生業景観を守り、地域を訪れた方々が安心・安全で、景観を楽しむだけでなく、土地の空気やお茶の香りなど五感で愉しんでいただきながら、ゆっくりと周遊していただくため、新しい交通手段として、今回、条例を提案させていただきました。

どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおりご承認賜りますことをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、議案第13号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第13号

和東町有償旅客運送に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただいておりますので、資料No.13の概要をもってご説明いたします。

2枚おめくりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料No.13の和東町有償旅客運送に関する条例の概要でございます。

1 番目に制定の理由でございますが、交通空白地域における地域住民及び観光旅客その他の当該地域を来訪する者の交通手段を確保するため、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けて実施する自家用有償旅客運送に関し条例を定めるものでございます。

2 番目の条例の内容でございますが、第1条（目的）といたしましては、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けて実施する和東町自家用有償旅客運送に関し必要な事項を規定しています。

第2条（管理等）といたしまして、旅客運送の運行管理者を規定しています。

第3条（旅客運送の路線）といたしまして、運行路線について規定しております。石寺ルートを運行いたしまして、和東町観光案内所を発着地といたします1周70分コースで、距離につきましては8.25キロでございます。

第4条（旅客運送の実施）といたしまして、運行路線、運行回数、運行日、運行時間について規定しております。

運行路線につきましては、石寺ルート、運行回数は1日4回、運行日は4月から11月まで及び3月の土曜日・日曜日・祝日に運行いたします。運行時間は午前9時30分から午後4時30分の間で、具体的には、1便目が午前9時40分から午前10時50分まで、2便目が午前11時10分から午後12時20分まで、3便目が午後1時35分から午後2時45分まで、4便目が午後2時55分から午後4時5分まででございます。奈良交通バスの運行時間に合わせて時刻を設定いたしております。

第5条は（利用料）について規定しております。

大人（中学生以上）が1,000円、小人（小学生以下）が500円、幼児（6歳以下）が無料でございます。

奈良交通バスをご利用いただきますと、大人が300円、小人が150円、幼児が無料となっております。

6 条目につきましては、戻っていただきまして条例のほうでございますが、利用者

の遵守事項、また第7条は乗車の制限、第8条が損害賠償、第9条が委任ということで、条例につきましては9条の規定を設けさせていただいております。

条例の施行日でございますが、令和3年4月1日となっております。

続きまして、ルートの地図を付けさせていただいております。

和東町観光案内所を発着点といたしまして、撰原景観前で3分停車いたします。また、竹谷酒店様前で3分、石田長栄堂様で3分、d a n d a n c a f e様で10分、和東茶カフェ様で10分の停車時間を設けておりまして、70分のコースとなっております。

以上、概要でございました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

何点かお尋ねをしたいと思います。

今の概要のところにもございますが、地域住民と観光旅客を対象とした有償運送ということでございますが、この地域住民の利用というのはどのような利用をされる想定なのか教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

こちらの地域住民という文言でございますが、主に、今回の条例の制定に当たりまして、観光客を主体とした運行を考えております。住民様ももちろんご利用いただけるということで、広く地域住民及び観光旅客その他の当該地域を来訪するということ

で、こちらにつきましては、昨年6月3日に観光客を対象とするということで、これまでは住民のみの道路運送法でございましたが、観光客も含めた来訪者ということで道路運送法が改正になりましたので、その影響を受けまして、和東町につきましても、観光客をメインにして、住民の方もご利用いただくということで、今回の条例を提案させていただいた次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

観光の利用というのは、予算委員会の中でも私もご説明をいただいたと思うんですが、観光の利用というのは、運行ルートなり確認しますと、十分そういったことは網羅されているのかなというふうに思うんですが、今お尋ねしたのは、住民の利用想定、どのような利用をされるのか、どういった想定をされているのかということをお尋ねしたんですが、今のご答弁の中ではそういった内容は含まれていなかったというふうに思います。

なぜかといいますと、このルートを確認しましても、やはり住民の方が利用されたい場所に行っているのかどうかということなんですね。例えば、石田長栄堂さんから d a n d a n c a f e のほうに上がるわけですから、バス停まで行ってないんですよ。一方、和東茶カフェはよしとしても、ローソン前のバス停を使うとかですね、そういったこともできない。また、住民の方がよく利用されるであろう役場にも行ってないですよ。こういったルートで住民の利用ってというのはどういう想定をされているのかお尋ねしているんです。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

住民の皆様が生活の利便性を高めるためにということになりますと、確かに今おっしゃいましたように、それぞれの高橋でありましたり、山の家前で下車されて乗っていかれるというのが通常のルートかと思いますが、こちらのメインになりますのが観光旅客ということの道路法の改正に伴いまして、主に観光客をメインにしました有償化というのを想定しております。

本来でしたら地域住民の方が乗っていただくには本当に料金のほうも大人の方が1回1,000円でございますし、奈良交通バスで帰ってこられましたら300円になりますので、実際に途中で下車される場合でしたら、住民につきましては観光案内所まで、河原のほうで降りていただいて、途中で300円という形で降りていただいて、そのルート上で降りていただくしか方法がないんですが、ただ、そういった場合でも、やはり認可はもう通りますので、一定のご利用はないということはないと思います。そういった意味で、広く地域住民の方、石寺の方、あるいは白栖の方に乗っていただくことは広くは拾えませんが、できる限り乗っていただくような仕組みというのも考えた中でルートを設定した次第でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

そうしましたら、例えば、空席があれば途中からでも利用できる、基本的には予約ですけれども、ということかなと思うんですね。

これは、例えば、その日、確認させていただいて、空席があれば途中から途中というのでも住民の方の利用は可能なんですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

原則、道路近畿運輸局のほうに届出させていただいておりますのは、あくまで観光案内所が発着点となっておりますので、途中で下車されるというのは可能かと思うんですけれども、乗っていただくというルート上というのは、観光案内所で事前に申し出ていただいて、乗りますのでということでお声かけいただかないとなかなか難しいと思っております。

いろいろ課題が生じるかと思えますけれども、できるだけ住民の方に乗っていただくような工夫とかというのは必要でございますので、今の届けに関しましては観光案内所を発着点といたしておりますので、できるだけ予約でいただくということで、急遽、空いてないという可能性が大いにありますので、予約の中である程度の弾力的な部分を今後、一部変更とかの変更申請もさせていただくことはできるかと思うんですが、ご利用いただける場合は、事前に観光案内所までご連絡いただくということで周知徹底してまいりたいと思います。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ということで、ここの目的というのは、要するに、地域住民、また観光に来られる観光客の方が石寺ルートの観光に利用される、こういった輸送だということなんですかね。

ここに交通空白地域ということでもありますのでね、そうなりますと、観光のルートだけですから、道路運送法上の文言的には輸送体制としてこうなるんでしょうけど、まさに、交通空白地域としてこういうことが観光ルートで観光にしか利用できない輸送体制をこういった交通空白地域における交通手段ということが言えるのかどうかなと思うんですね。ですから、これがもっと住民の方が、先ほど申しましたように、空いていれば日常生活の中でも利用が可能だということであれば、この空白地域の輸送体制ということが言えるのかなと思うんですが、今のご説明ですと、観光にしか利用



ができないような輸送体制になっているのではないかなというように思うんですが、この形の中で今後そういったルートも含めて検討いただく余地というのはあるんですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

今回の条例につきましては、主に観光客でございます。ただし、地域住民の皆さんがご利用できないのというのではなくて、住民の方も申込みいただきまして、事前予約いただきましてご利用いただくということで、交通空白地の有償運送の定義で地域住民並びに観光客という形になっているというのをご理解いただきまして、また、住民の利便性の向上というのとは、そのルートというのとは今後は今も実証実験しておりますが、住民向けに停留所から降りられて帰られるというのとはまた別ルートになろうかと思っておりますので、やはり観光客に今は特化しておりますけれども、プラス住民の方も乗ってもらえるような条例ではございますが、住民の方主体になったルートというのとは今後の課題であろうかと思っておりますので、町全体で地域公共交通会議の皆さんのご意見をいただきながら、また、グリーンスローモビリティの今後の有効活用をどのような形にするかというのを検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先日の15日に開催されました和東町の路線バス協議会ですね、その中でも委員の皆さんからいろんな厳しいお声もあったかと思うんです。私も傍聴に行かせていただきました。今の言われているこのルートについては、観光目的だということでおっし

やっておられました。そういうことで、やはり今後はそういう住民の移動手段というのをしっかりと見せた交通体制というのを早急に検討いただかないといけない。

先日の一般質問でも犬打峠トンネルの完成に向けて協議するというご答弁をいただいていますけれども、そういった中で、このルートにつきましても、先ほど言いましたように、空いているところであれば、そういった利用を可能にすることでこの空白地域の交通手段にもなり得るのかなというふうに思ったものですから、そういうご意見を述べさせていただきましたが、今後、なるべく早くそういう体制を整えていただきますようによろしく願いして、この質問を終わります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、私のほうからも幾つか伺いたいと思うんですけども、今のお話を聞いておりましたと思いますのは、何のために走らせるのかというところをもうちょっとはつきりさせたほうがいいと思うんですよね。

観光ルートではあるけども、地域の人も乗れますよみたいなことになると中途半端になってしまうというかね、やっぱり観光で来はる方は観光目的で来はるわけです。どこか寄ってほしいなとかじゃなくて、いわゆる景観を楽しみたいとか、そういう和東を楽しみたいと思って来てはる方と、ちょっと席が空いてるから、役場まで行かへんにしても近くまで行くから乗っていこうかなと思う方と目的が全然違うわけでしょう。そんな方が同じとこにいても、言ったらあまりいいことではないと思うんですよね。だから、やはりそういう点では、地域住民というふうに、例えば、これを見たときにどういうことなんやろうなという違和感があったんですけども、どういう場合が想定されるのかということとはちゃんと想定しとかないかんと違うかなと思うんです。

例えば、和東の人であったとしても、よく分からないので、そういう目的で利用しますという方ですね。例えば、外から友人が来られて、景観を見てみたいからという

ことで、じゃあ、一緒に乗りましょうかということで案内も含めて一緒に乗るとか、そういう場合はあると思うんです。だから、何のためにこれは運行しているのかということとちゃんとはっきりさせるということが変な誤解を生まないというのは大変大事じゃないかなというふうに思うので、そこはやっぱり地域住民も乗れますよということになってしまうと、普通の足替わりにも使うとかいうことにもなりますから、そこははっきりさせてもらったほうがいいんじゃないかと。そこはもう一回ちゃんと答弁をいただきたい。

さっき言ったようなケースで仮に地域住民が乗るにしても、地域住民にも1,000円取るのかということなんです。自分で回れば行けるところに乗ったら1,000円かかるというのは、観光の人は観光で来ているわけだから、少々高くても記念だからということで乗れますけども、地域住民の方は記念では乗らないと思うんですよね。例えば、地域の方はただとは言わんにしても、せめて半額にするとか、住民としての何らかの扱いというのは分けたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。まず、目的をはっきりさせるということでご質問でございますが、やはりこの有償運送を運行するに当たりまして、観光客のみという限定の有償旅客運送というのはできないということになっております。あくまで交通空白地の運送は、全ての来訪する方、住民の方という定義がありますので、この定義に基づいた有償旅客運送ですので、観光客に特化する運送は認められないということで、今回、主たる目的が観光客で、住民の方もご利用はいただくことは、やはり観光案内所でバスを降りていただいて乗っていただくということで、奈良交通バスに乗って帰ってきてもらう。そしたら、300円で乗れますよということで、奈良交通

バスを利用されると安くなります。

先ほど観光客の方で友人の方が来られて乗られる場合は、路線バスを利用されない場合は1,000円いただくという形になるんですが、あと、もう1点のご質問で、住民の方でしたら料金が一定安くできないかというご質問でございました。こちらのほうは昨年11月27日付で国のほうから通達がございまして、この道路運送法の一部改正に伴いまして、その施行規則第51条15の規定によりまして、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないことということで、住民の方と観光客の方の料金を変更するということは、こちらのほうは無理だということになっております。この件に関しましては、地域公共交通会議のほうで私たち自身も住民の方により乗ってもらいやすいように安価な価格でということでご質問させていただきまして、協議も進めていたわけですが、やはり道路運送法の国の法律に基づいた内容に抵触することはできないということで、定額制については、一定先ほどのように、公平性を欠くことがないという縛りがございしますので、一定この料金でお願いしたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

その辺が固いなと思うんですよね。やっぱり公共施設でもいわゆるB&Gとかもそうですけども、住民であれば半額とか、一定そういうことでやってますし、地域住民と観光客とは全然違うわけですから、そこはいろんな形で地域住民が乗る場合は、例えば何らか減額できるような措置を、また別の形で取るであるとかいうことも含めて、それは検討すべきじゃないかな。だから、それだけに1,000円払って、普通に足で使おうというふうにならないと思うんですよ。いわゆる観光目的だけでは動かさせませんということは分かりましたけども、ただ、それだけに、地域住民をどういう想定

されるのかということがちゃんとしておかないと、さっき言ったように観光客と一緒に同乗しますとか、自分も観光目的で乗りますとかいう、そういう地域住民の方が乗る場合のケースというのをちゃんとそれはしとかなないと、例えば、ルートを見て、さっき言われたように、生活上、便利なところを通っているわけじゃないにしても、一応、近くを通るわけですよ。そしたら、便利そうだから乗ろうかなっていうふうに思うこともあると思うんです。でも、それは、乗れるんですか、乗れないとか、途中からも乗れませんしという、いろいろよく周知しないといけないことがあるんじゃないかというふうに思いますので、そこはちゃんと整理していただきたいなというふうに思います。

それと、いわゆる奈良交通を利用した場合に300円になりますとなっておりますけど、この辺を確認する方法というのはどういうように考えておりますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

奈良交通バスの利用促進ということで、バス会社のほうにご依頼させていただきまして、乗車証明書を降りる際にお渡ししていただくと。バスの中で貼っていただいて、石寺ルート、このグリーンスローモビリティを乗車いただく場合はお降りの際にお渡しするというので、乗車証を作っておるということでご協力いただきまして、確認をさせてもらおうと。その乗車証明書を観光案内所のほうに持ってきていただきましたら確認ができますので、300円のご利用ということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それとですね、先ほどあくまで観光案内所が発着だと言われましたよね。ということは、観光目的の方というのは、ずっと周遊してよかったなというふうに思われる方もいるかもしれないですけども、石寺の景観のところに行ってしばらくここで散策したいと。お茶屋さんとか、そういうところもあるし、そこで喫茶して、一定時間をつぶしてから帰りたいという方ももちろんいると思うんですよね。

だけど、例えば、石寺の茶畑で降りましたと。でも、そのうち第2便、第3便とまた来ますよね。それが来たときにまた乗って帰るということは想定してないということですね。あくまで一つの便として乗ってくださいということですね。だから、こっちからこっちに戻るとい、そういったものはできないということで、それはそういうことなんです。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

途中で下車されて、例えば、d a n d a n c a f eとか和東茶カフェで10分ずつ比較的長く時間を止めさせていただいて、お買物ができるような形では取らせていただいているんですが、もっとそれ以上に長く、もっとゆっくりしたいということになりましたら、次のグリーンスローモビリティが来るときに乘れるかどうかというご質問かと思うんですが、そうになりましたら非常に事務が煩雑になりますので、そちらのほうは今は予定しておりません。一周のルートで帰ってきていただくということで想定しております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いろいろ聞いてみまして、先ほど来の話も入れて、やはり走らせながらも、いろいろ検討を続けてもらう必要があるなと思うんです。地域住民の乗る場合の料金や、またその想定というのもありますし、そこはもう少しまた検討いただきたいのと、先ほどありましたように、やはり地域住民の方が公共交通を利用するというのは、そもそも目的が違うわけですから、そういう点で、これをまた何か使えないかなということ引きずるよりも、ちゃんと住民の足としてどういうものが必要かということは、それはそれでちゃんと検討していく必要があるというふうに思いますので、そこは分けてぜひ今後検討いただきたいと思いますので、そこは強く要望しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

私から1、2点質問させていただきたいと思うんですけども、観光客の方を一応対象に想定されておられます。そこで、チケットですね、やはり観光の方が来られたら、ただ、判こを押しただけのチケットではつまらないと。私たちも旅行とか、そういう観光に行ったときには、半券チケットで、半券は石寺ルートなら茶畑景観、その写真がついてあるとか、タグのついた細長いものでもいいんですけど、そういう乗車券、こういったものは来られた方については記念的な乗車という形になるので、そういったことは想定されているのか、今後そのように考えておられるのか、その点、お願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

観光にお見えになられた方に対しましては、奈良交通バスに乗っていただくなくても、和束町の景観のPRのチラシ、その中にほうじ茶と煎茶の一煎パック、それから乗車証明書ということで日にちを書かせていただきまして、石寺の茶畑景観の写真とグリーンスローモビリティを前に置いた写真を乗車証として記念に持って帰っていただくということで考えております。

1,000円ということで非常に高額にはなるんですけども、ガイドつきの案内ということで、そのあたりは観光ということが主たる目的でございますので、しっかりとおもてなしのほうに力を入れてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

ぜひ、きれいなパンフレットでおもてなしをしていただきたいと思います。

それと関連するんですけども、今回は石寺ルートを1ルート想定されています。これが拡大していったら2ルート、3ルートと延長も可能であろうかと考えるんですけども、その中で利用料金は1,000円ということで設定されておりますが、これの積算根拠というんですかね、今おっしゃったように、記念乗車券のパンフレット代とか、あるいは観光に来られた方のおもてなしをどのような形でやられるのか、距離的な時間的な空間で考えたときに、1,000円はちょっと高いかなと思ったりするんで、その辺の内容について、いま暫く説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

料金の設定の根拠につきましては、道路運送法の施行規則の第51条の15、先ほ



どの均等な料金の設定とかいうお話と同じになろうかと思うんですが、その中の規定の一つにしまして、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内であることというのが規定されております。

加茂駅から和東河原まで7.7キロございまして、約2,500円ということで大体聞いております。それで逆算しましたら、8.25キロでございますので2,700円になります。その2分の1が1,350円、それ以下ということで、一定1,000円という金額を算定しまして、それを地域公共交通会議に諮らないといけませんので、協議が整いましたので、1,000円という料金設定で今回、条例のほうを挙げさせていただいた次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

私が冒頭に言いましたように、このルートはこれと。次のルートはまたいろんな距離とか、いろんな条件が変わってまいります。そういったところでAとBと比較したときにばらつきというものが私は心配しましたので、そういった積算根拠があるなら、それに基づいてやっていただければ結構かと思えます。

ありがとうございます。以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

大半の議論は出尽くしたと思うんですが、2点ほどお聞きしたいと思えます。

運行日が4月1日から11月ということになっているんですが、これは毎日運行されるんですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

土曜日と日曜日と祝日の運行ということで、比較的観光客がお見えになられるとき  
にということで、1日4便を考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それと、今、議員の皆さんが質問されましたけど、3月15日の路線バス対策協議  
会でも質問させていただいたんですけど、観光客の方は1,000円、これはよしと  
しましょう。しかし、住民の方も1,000円ということで、それは高いんじゃない  
かと思うんですね。

この資料の中に入っていないんですけど、路線バス対策協議会のほうの資料で一例を  
挙げますと、東和東ルートというのが書かれています。東出という一番高いところにあ  
るところも通るんですけど、そこまで迎えに行くと、原山バス停でバスに乗ると。そ  
れで1,000円払って、加茂駅なり行って、帰ってきて、また帰りにそれに乗ると、  
それは300円で済むというんですけど、加茂駅まで行くのに往復1,000円ほど  
かかります。ゴルフカートに乗ったらそこへ1,300円要するという形になるんです  
が、実際、使用者はいないと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

路線バス対策協議会のほうでご報告させていただきましたルートの中に、今回の条

例に上がりました石寺ルートのほかに西和東、東和東というのがございました。今のご質問の件は東和東ルートのお話だったかと思うのですが、今回につきましては石寺ルートの茶畑景観の周遊ということで、東和東ルートにつきましては、現在のところまだ実証実験で終わっているという状況でございます。

料金のほうは先ほどご説明を申し上げましたように、やはり住民にとりましては高い値段でございますが、道路運送法の施行規則によりまして、タクシーの2分の1ということで規則で決められておりますので、また、地域公共交通会議でお諮りしてもらいまして今回の条例の提案に至った次第でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

前の会議のときでも、ある区長から、こういう質問が出てたと思うんですけど、一応、便宜的に地域住民というのを入れておいてもよろしいと思います、これを入れないと通らないと思いますのでね。ただ、やはり観光客に特化してやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

先ほどのご質問もありましたが、やはり目的をはっきりさせるというのが本来のこの運行になろうかと。観光客を主体とした、また住民の皆様も含めた中ということで少し幅を広くさせていただいて、公共交通の空白地の有償運送の定義でございますが、広く住民の皆様、観光客を網羅しないとなかなかこの有償化に向けて走らすことはできませんので、こういった提案でご説明をさせていただいているわけでございますが、

おっしゃいますように、住民様に向けた利便性の向上というのは、やはり目的はまた違った新たなルートというのにも模索していかないといけないという状況であるというのは十分承知しておりますので、今後、いろいろ検討を庁内、また公共交通会議でご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと。

主たる所管が総務課が公共交通の担当でございますので、総務課とも調整を行いながら、グリーンスローモビリティの有効活用も図りながら、こういった方法が住民の皆さんにとりまして本当に有効なものになるかというのは、またこの条例とは別な方法な目的を持って考えていかないといけない時期なのかということとは十分承知しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号 和東町有償旅客運送に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第13号 和東町有償旅客運送に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前11時5分まで休憩いたします。

休憩（午前10時55分～午前11時05分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第14号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第14号 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大並びに最近の医療費の動向等を踏まえ、また国民健康保険の被保険者の所得状況等に鑑み、資産割の廃止も含めて、国民健康保険税の税率を見直すことが賢明であるとの判断に至りましたので、和東町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私のほうから、議案第14号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第14号

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改め文、そして右側のページにNo.14として同条例の新旧対照表をつけております。

議長のお許しをいただいておりますので、資料を2枚ほどめくっていただきまして、一部改正条例の概要によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要でございます。

まず、1として改正理由でございますが、平成30年度の国保広域化から3年が経過いたしました。近年の医療費の動向、所得の状況などから一定の見直しが必要であるというふうに判断されたところでございます。また、資産割の見直しによって、より公平な課税の実現を目指すということを改正の理由といたしております。

2番として、改正の概要でございます。

まず、資産割の廃止ということで、これは条例の第2条、第4条、第7条、第9条に関わる部分でございます。

その他の税率改正ということで一覧表をつけております。

まず、医療分でございますが、所得割を規定しているのが第3条でございます。現行改正7%ということで、こちらにつきましては据置きとなっております。

均等割につきましては、第5条として、現行2万6,000円を1万9,200円ということで、比較といたしましては6,800円の減。

平等割につきましては、第5条の2ということで、現行3万円が2万1,000円ということで9,000円の減。なお、特定世帯につきましては4,500円の減、特定継続世帯につきましては6,750円の減でございます。特定世帯といいますのは被保険者2人の世帯で、うちお1人が後期高齢に移行されて1人だけとなった世帯につきましては特定世帯、特定継続世帯につきましては、その状態が5年継続しても、なお、その状態が続く世帯につきましては、2万2,500円が1万5,750円ということで、6,750円の減でございます。特定世帯につきましては、本来の額の2分の1軽減、特定継続世帯につきましては4分の1軽減となっております。

支援金分でございますが、第6条として所得割を設定しております。2.2%が2.

7%ということで、0.5ポイントの増です。

均等割につきましては第7条の2、改正後は第7条になります。8,000円が7,800円ということで200円の減。

平等割につきましては第7条の3、改正後は第7条の2になります。7,800円が9,000円ということで1,200円の増。

特定世帯につきましては600円、特定継続世帯につきましては900円、それぞれ増となっております。

介護分でございますが、所得割につきましては第8条で規定をしております。1.4%が2.5%ということで1.1ポイントの増。

均等割につきましては第9条の2、改正後は第9条でございますが、7,800円が1万200円ということで2,400円の増。

平等割につきましては第9条の3で、改正後は第9条の2になりますが、7,200円が1万1,400円ということで、4,200円の増でございます。

改正条例の施行日につきましては、令和3年4月1日ということで、令和3年度分の国保税から適用ということでございます。

なお、本件につきまして、令和3年2月22日に開かれまして和東町国民健康保険運営協議会のほうに諮問をさせていただきました。答申書をいただいておりますので、朗読をさせていただきます。

令和3年2月22日

和東町長 堀 忠雄 様

和東町国民健康保険運営協議会

会 長 中 井 喜 彦

答 申 書

令和3年2月22日付け3税住第21号で諮問のあったことについて下記のとおり答申する。

## 記

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

原案に異議なし

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、今回の条例の中で、説明にもありましたように、いわゆる資産割というのが廃止をされております。説明では、見直しにより、より公平な課税の実現を目指しておりますけれども、廃止となった理由について説明をいただきたいのと、基本的に、資産割廃止そのものは私自身は歓迎すべきとは考えておりますけれども、これまで資産割を課税する自治体と、していない自治体で分かれていたわけですが、今回こういう統一をするという背景ですね、これは京都府のほうでもそういったことがあったのかもしれませんが、将来的に、例えば、府全体での保険税の統一といいますか、そういったことを見越しての措置という意味もあるのかどうか、それも含めて説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、資産割廃止の理由ということでご質問をいただきました。資産割につきましては、国民健康保険法の施行規則のほうで国民健康保険料を課税する場合にどの方式



を取るかということで、今、本町のほうは資産割も含めて4方式、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用しておりますが、4方式、資産割のない3方式、それから平等割のない2方式、そのうちのいずれかを取るようということで国保法の施行規則のほうに規定をされております。

ということで、本町のほうは従前から資産割の入った4方式を採用しておるんですけども、資産割につきましては、お持ちの固定資産税の何%という形で課税されております。これにつきましては、先日の国保の運営協議会の中でも議論があったところなんですけれども、お持ちの固定資産というのがほとんど居住用の住宅の資産であるということ、それから、農家でしたら農地もお持ちかと思っておりますけれども、農地についてはそこから生まれてくる果実、お茶の収入であったりということにつきましては所得割のほうにも課税されるということで、言い方は悪いかも分かりませんが、ダブルで課税されるということ。

また、町内に資産があるということで、町外を資産をお持ちの方も当然いらっしゃるかと思っておりますけれども、そういった不公平感とかいうのが兼ねてから指摘されていたところがございますので、今回、税率改正で見直しということで、それをきっかけといたしまして資産割を見直す廃止の方向で検討したということでございます。

あと、京都府として3方式に統一するという議論につきましては、この制度、都道府県化の発足当初から、平成30年度当初からその話はございましたが、いつから議論を始めるとかいうことにつきましては、当初は平成でいうと38年度ぐらいからということでお聞きはしておったんですけども、最近具体的な年度というお話はございません。ただ、統一されるとすれば資産割のない3方式ということで話が進んでいくであろうということで兼ねてから考えておりますので、そういったことも背景にあるとえば背景にあるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

次にですね、今回の改定では医療分が全体として約 3 割ほどの減と大幅に減額されている一方で、介護分については、いわゆる 6 割増しぐらいになっていると、これは大幅増額となっておりますけども、このように極端ではあるんですけども、こういうふうになっている原因について説明いただけますか。

○ 議長（小西 啓君）

税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、税率を決める際に賦課総額というのが京都府の試算で出されておりますので、今回につきましては、それに医療分、支援金分、介護分、それぞれ資産として賦課総額が出されておるんですけども、それに合わせにいく形で税率を設定させていただきました。

中でも介護分につきましては、調定ベースで言いますと、平成 30 年度分、発足当初から実は試算よりも実際の調定額のほうが 1 人当たり直しますと低かったという状況がずっと続いております。ということは、介護分のある世帯につきましては、介護分の負担が少なかった。ご負担いただく総額としては一緒なんですけれども、介護分については少なかったという状況が続いておりますので、今回見直しに合わせて、実際これだけ必要であるという形に持っていったということでございます。

ただ、賦課総額に合わせていく形で医療分の総額というのも出てきますので、それで所得で割って、あるいは人数で割って、世帯で割ってということで医療分のほうが大幅な減になったと。これは結果ということでございますが、そういうことでございます。

○ 議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

医療分につきましては、これはかなり前の話になりますけども、ちょうど後期高齢者医療支援制度が導入された年に、国保のほうの賦課する項目として支援分というのができたんですね。そのときに本来、医療分について、その分をやはり減額する必要があったんですね。多くの自治体は減額してたんです。ですけど、和束町ではそのままになっていたんですね。支援均分も賦課するし、医療分もそのまま賦課するということで、いわゆる何のために後期高齢 75 歳以上の方をそっちに回したかという意味では全く反映されてなかったわけです。そういう意味では、今回、医療分が減になるというのは遅きに失した感じはありますけども、当然のことだというふうには思いません。

今回の改定というのは、全体的には資産割の廃止であるとか、今の医療分の減額等の効果もありまして、全体としては軽減傾向だというふうに思います。それ自身はもとも高いわけですから、少しでも軽減するということは歓迎すべきことだというふうには思っておりますけども、ただ、予算でも言いましたように、条件によってはどうしても増税になるというケースが発生するわけですね。やはり今回の改定でも負担軽減する部分と負担が増える部分というのはどうしても分かれているんですけども、そういった部分というのは町としてどういうふうに把握されているのか。それから、どういう条件になったときに増税になってしまうというふうに把握されているか、その辺いかがですか。

○ 議長（小西 啓君）

税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、どういうケースで増になるかというご質問のほうからお答えさせていただきたいと思います。

減の大きな要因として挙げているのが、資産割の廃止ということでございますので、その廃止の効果を受けることができない、つまり資産割がない世帯につきましては、その分、恩恵は受けられないであろうというふうに思われます。

あと、増となっているのが介護分でございますので、介護分につきましては40歳以上65歳までの方にご負担いただく分でございます。それがあつた世帯につきましては、増になる可能性があるということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、言われましたように、今回の改定で言いますと、資産割がかかっている世帯、それから介護分がかかっている世帯、被保険者には減税効果というのがほとんどないですし、医療分の減税効果というのが、幅は小さいですけども、支援金も基本的に増税なんですね。その増額と介護分の大幅増額で相殺されるだけじゃなくて、超過してしまうんですね。

例えば、所得300万円弱で両親と子供がいる世帯となった場合に、約3、4万円以上の増税になるというケースも考えられます。ですから、やはり決して所得が高いからなるとかじゃなくて、所得がそんなに多くないところでも増税になってしまうという、そういったケースが避けられない状況があります。

やはりこのコロナ禍という緊急事態の下で、全体平均では軽減だというふうになったとしても、やはり負担増になってしまうという、そういうケースを生むことは避けるべきだというふうに思うんです。最低でも現状維持となるような措置をしていただきたいというふうに思いますし、それは十分可能じゃないかと思うんです。

例えば、医療分ですけども、今回、資産割廃止に加えて均等割、平等割で大きく軽減にはしておりますけども、所得割が現状維持なんですね。京都府がいわゆる示しております標準保険料率がありますけども、これを見ますと、和束町は医療分の所得割

の率が6.03になっているんですね。ですから、7%というのは1%の差があるわけです。また、平等割の率では1万4,193円ということで、今回は3万円から2万1,000円に引下げてはいただいているんですけども、なお大きな差があると思うんです。もちろんこれは標準税率ですので単純ではないんですけども、やはり所得割や平等割でももう少し減額できたんじゃないかと思うんですね。

あと、介護分での引上げは大き過ぎます。特に所得割がかなり大きく上がってしまっているということもありまして、せめて2%程度までに抑えるということができるんじゃないかと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

この辺、担当課のほうでも、こういう場合はどうなるだろうかということで数字のやりくりをさせていただいております。標準保険税率、京都府が示しております賦課総額と今回の改正案による賦課総額につきましては、全体で数十万円の差しかございません。なので、その中でのやりくりということになってしまいますので、補償を下げると逆にどこかを上げないといけないということになってしまいますので、その辺は十分考慮した中で、できるだけ影響を生まない。影響を生んでも小さくなるようにということで、ギリギリのところを突いていった結果であるというふうに我々のほうでは考えております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

影響はすごく大きいわけです。例えば、実際、さっき言ったケースなんかでも、決して保険税自体は低くなるんですよ。そういう方でも50万円近く払っているんです。

それがさらにまた2、3万円上がるなんていうことは、かなり大きな増税になってしまいますし、そういうケースを生んではならないと思うんですね。

例えば、財源の関係で言いますと、今回、当初予算のときに出ておりましたけども、財政調整基金から約630万円取り崩して繰入れを行っておられます。これは2年度の所得減少を見込んでの措置というふうに聞いております。京都府がこういったコロナ禍の影響というのを考慮に入れずに、納付金であるとか、また、標準税率を示しているというふうにお聞きしたけど、これはそもそもおかしいことで、そこはちゃんと町長も言っていただきたいと思うんですけども、それはそうとした上で、今の基金の残額自身は、以前に比べたらそんな多くはないといえ、まだ7,500万円あると聞いております。そういった意味では、この630万円というのは政策的な判断だと思うんです。ですから、そういう意味ではもう少し取崩しを行えば負担を増やさない改定が可能だったんじゃないかと思うんですね。例えば、こっちを下げたらこっちを上げないかとかじゃなくて、そういった意味でちゃんと手当すれば十分賄えたんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺は検討されなかったんですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、介護分につきましては、先ほど申し上げましたように、京都府の試算よりも実際の調定のほうが低い状況が当初から続いておったということで、この分については、全体の話で見ると、介護分のない方がご負担いただいている医療分から、結局、そちらに回していったということも言えます。ということで、やはり実際ご負担いただかなければならない税額につきましては、やはりご負担いただかないといけないということで、今回こういう結果となったということでございます。ということでご理解いただきたいと思っております。

また、財政調整基金の取崩し、活用の関係でございます。

確かに、もっと取り崩せば軽減でき、もっと影響を低く抑えられたということでご質問いただいていると思いますが、財政調整基金、先ほどご質問の中にありましたように、現在7,500万円、もっと取り崩してということを前提にしますと、やはり京都府が示している賦課総額よりも低い金額を税金として集めると。その差が結局、取崩しの額になっていくと思うんですが、最初からそれありきで税率等を設定いたしますと、医療費の増高等にもよるかと思うんですけども、本当に単純計算しますと7,500万円が5、6年で枯渇してしまうということが考えられ、10年以内に枯渇してしまうということが考えられますので、やはり枯渇してしまうというのは和東町の国保財政の運営にとってよろしくないということで、今はこの税率を設定させていただいた。これで運営をさせていただいて、また、見直しの時期が来ましたら見直しをさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

よく考えていただきたいのは、今、本当に緊急事態ということなんですね。国保にしても、要は去年からコロナの影響を受けた方の減免というのをさせていただいてますし、それは来年度も継続するというふうに伺っております。そういう点では、引き続き、いろんな意味で困難な状態が続いていると。5年後、10年後、基金が枯渇するのを恐れているということですけども、今やはり被保険者自身の生活をちゃんと守ることが一番の課題だと思うんですね。いわゆる財政調整基金のこともそうですし、それから一般会計からの繰入れというのも十分可能だと思うんです。元年度の決算ベースでも一般会計としての財政調整基金というのは9億円あったわけですね。2年度にいろいろコロナ関係とかが若干取り崩されましたけど、今度の補正を見たら返ってきてますよね。そういったことでいっても、一定蓄えはあると。そういった対

応できる額というのは十分あると思うんです。法定外繰入れというのは、いわゆるこれまで府も国も縮小・廃止を進めていると。今、京都府の統一した運営になったのは、それが目的だと言われています。けども、実際それを禁じているのかと云ったら、京都府も禁じてないんです。それはそれぞれの税率を決めている保険者の判断なんです。ですから、今こういう事態のときにいわゆる形式的な決まりとか、そういうものを重視してそういう困難を見過ごすということは、やっぱり今あってはならないんじゃないかと思うんです。

これは町長にお聞きしますが、一方でそういったお金はちゃんとあると。こういう状況の中で、健康や命に関わる保険ですよ。その分で全体として引下げ傾向であることは私も歓迎しておりますけども、ただ、やはり今度の介護分等の大幅な引上げもあって、どうしても一定の負担が増えてしまう世帯が一定数どうしても出てしまう。これは今、避けるべきじゃないかと言っているんです。その部分で今できることは町としても十分あったんじゃないですかと聞いているので、課長は5年後、10年後のことを心配されていることはありますよ。それは大事なことです。ですけど、今自身にちゃんと手当して、せめて負担にならないといふとこまで町として手だてを打つというのが、今回の改定でそこができれば私は十分賛成できるんですけども、やはりどうしてもそういったことが残ってしまうというのは、今こういう状況ではよろしくないと思うので、そこは町長の政策判断としてやっていただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

その前に、前提で、町の財政調整基金と国保の中で安定していくために財調基金は持っとくという、これは国保運営に当たっての安定化ということであるわけですが、



今、岡本議員が言うように、一般会計から繰り入れていく方法もあると。また、国保の台帳をつぶしてでもやっていくべきだと、こういうことで、基本的な話としては私も理解はできるところはあります。ただ、国保の今回の改正は、今、言いましたように、医療費、いろんな資産割、4段階がありまして、まず一つは3段階で大きな改革をしていこう。そして今までは介護法について医療費のほうで賄っていたというのは、比例の負担の割合がアンバランスでありました。これをいつかこの機会に改正していこうと。それと、全体には増えない方向でいけたらということでシミュレーションをやらせてもらっていました。原課ではシミュレーションしながら、どうしようか、どうしようかということで、最大公約数的な今回の改正となりました。

今回の医療費そのものはコロナ禍で非常に医療費が落ちてきています。落ちてきている中のタイミングを見計らってというんじゃないですけども、先ほど岡本議員も言われたように、後期高齢者のときにきちっといろんな面を合わせて、後期高齢者が別となったため、そのときにあるべき姿を検討したほうがよかったです。さっきも言われたように、そのときはこの方法は流しました。それを今回きちっと基本的にやっっていこうということで、今の時点では最大公約数的にやっっていこうと。そして、今、岡本議員が言われたように、将来これがどうなるかというときは、その2段階のときに考えていくべきだというスタンスに立ちました。

それと、コロナ禍の中で、それを考えて落としたりいいじゃないかという話ですけども、これは私どもは通常ベースで考えていきました。コロナについては特別対策をとっっていこうということで、今までから減免措置を取ったり、いろいろ取って来ました。次も継続するんだったら継続する。これは大きな国等の動きを見ながら判断していこうということになりますが、それを入れて考えていきますと、国保の安定化ということで非常に厳しい状況を迎えます。この大きな節目の中で、資産割を正して三つの中での計算。そして、案分率をこういうところでやったところに、もし今後大きく見直さなきゃならんところが出てくるかも分かりませんが、取りあえず、今回この時

期ですので、これでご承認いただいて、そしていろんな状況を見て次の段階へ決めていきたいなど、このように思っております。

私は今回、最大公約数という観点から、本当にこれは大きな判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最大公約数という話がありましたけど、例えば、これが本当はかなり所得が高い方だけが応分の負担をいただくというものであれば、まだあれですけども、ただ、決してそうじゃないわけですね。ですから、介護分で例えば40歳から64歳という意味で言えば、いわゆる現役世代ということになりますし、一定そういう被用者になっておられるとか、いろんな意味で不安定な方もおられると。そうだと思います。そういう部分でお子さんがおられたりとかしたときに、そういった部分で大きく資産割がもしかからなかったら、関係なかったら、全て介護分の負担で大きく増税になってしまうというのが実態なわけですので、原因が分かっているわけですので、そこは政策判断として、今、最大公約数とか言ってる場合じゃなくて、やはり今は本当に最低でも増税にならないという、そういう措置は取っていただく時期だというふうにも思いますので、今、こういう条例が提案されておりますので、ここでどうこうならないかもしれませんけども、やはりちゃんとしたそういった政策判断を持って、引き続き改善できるように検討をいただきたいというふうに思いますので、それだけ要求して質疑を終わります。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、議案 14 号「和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対する立場から討論を行います。

今回の税率改定は、資産割の廃止、医療分の軽減等の実施により、全体平均としては負担軽減となる内容であり、それ自身は評価できる改定と言えると考えております。しかしながら、その中でも負担増となるケースが一定の割合で生まれる問題があることから、その改善を求める立場で、今回の条例改定に次の理由をもって反対いたします。

第 1 に、コロナ禍という緊急事態の下で、医療に関わる負担が増えるケースを生んではならない点です。

今回の税率改定では、資産割の廃止と医療分の軽減が大きく負担を減らす要因になっておりますが、逆に、資産割がかかっていない世帯や被保険者への恩恵がなく、介護分がかかっている世帯や被保険者には大きな負担増となる特徴がございます。特にこれまで資産割対象でなかった世帯で介護分課税の場合が最も負担が増え、医療分での減税効果が支援金分と介護分の増税により相殺、超過してしまい、例えば、所得 300 万円弱の親子 3 人世帯では、現在約 50 万円ほどの税額がさらに年間 3～4 万円の負担増が想定されるなど、決して所得が高くない世帯や被保険者でも増税となる場合がございます。今回の改定では、このようなケースを一定数生み出すことが避けられないことは重大な瑕疵であり、問題と考えます。

第 2 に、負担増を生まない改定は十分可能であるにもかかわらず、必要な措置を怠っている点です。

負担増となるケースを防ぐことは避けられないことでなく、負担増を生む大きな要

因は、介護分の大幅な引上げあり、医療分の引下げ効果を帳消しにした上に負担を増やしていることにあります。特に、所得割が約80%も増えることで、額を引き上げております。せめて所得割を2%程度に抑える必要がございます。

また、医療分では、資産割の廃止とともに、均等割、平等割を引き下げておりますが、所得割は据置きになっております。府が示した標準保険料率では、和東の医療分所得割を6.03%としており、引き下げる条件は十分にあると思います。

また、平等割も、今回3万円から2万1,000円に引下げが行われておりますが、京都府の標準保険料率では1万4,193円となっており、まだ大きな開きがあり、単純ではないにしても、調整できる可能性はあると考えます。問題は、そのための財政措置が行われていない点であります。

引き下げるための財源としては、財政調整基金と一般会計からの繰入れが考えられます。実際、令和3年度当初予算では、財政調整基金を約630万円取り崩して繰入れを行っております。これは令和2年度の所得減少を見込んで、その分を補填する目的と伺っており、政策的な判断と言えます。基金は多額とは言えないまでも、まだ約7,500万円残っており、もう少し繰入れは可能ではないかと考えます。また、一般会計からの繰入れはさらに十分可能だと考えます。令和元年度決算での財政調整基金残額は約9億円あり、ごく一部を活用するだけでも負担を増やさない改定は可能ではないかと思っております。この緊急事態に対応できなくて何のための基金かと言わざるを得ません。

以上について申し上げます、反対討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第14号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第14号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時43分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第15号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第15号の提案理由を申し上げます。

介護保険法第117条第1項の規定により、令和3年4月からの新たな介護保険事業の運営期間に入ることに伴い、同法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、介護保険事業に要する費用等を算定した結果、保険料率の変更及び低所得者対策としての所得階層別保険料区分等を改正いたしたく、ここに提案させていただいた次第です。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第15号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく申し上げます。

議案第15号

### 和東町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、これにつきましては改め文でございます。

さらに、もう1枚めくっていただきますと、資料No.15のほうで新旧対照表のほうを付けさせていただきます。

議長のお許しを得ておりますので、さらにここから4枚めくっていただきまして、概要のほうで説明させていただきます。

#### 和東町介護保険条例の一部を改正する条例 概要

##### 1 改正理由

市町村は3年ごとに介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一期とする介護保険事業計画を定める必要があります。

令和3年4月から新しい運営期間(第8期)となることから、同法第2項及び第3項の規定に基づき、介護保険事業に要する費用等を算定した結果、保険料率の変更が必要になったため、市町村の条例改正が必要となりました。

また保険料基準額が増額となるため、所得階層別保険料区分を改正し、低所得対策とします。

##### 2. 改正条例の概要

第8期介護保険料額(下表)を定めるとともに、従来の13段階の所得段階を15段階に変更。また、基準所得金額の一部を変更。

所得段階 第7段階 200万円未満→210万円未満

第8段階 200万円以上→210万円以上

300万円未満→320万円未満

第9段階 300万円以上→320万円以上

引き続き、第1段階から第3段階の所得区分に係る第1号被保険者の介護保険料の軽減を実施。

他、改正に伴う所要の整備。

ということでございます。

中ほどより下の第1号被保険者介護保険料の表を載せさせていただいております。所得段階でいきますと、第1段階が保険料率0.50(0.3)とありますが、軽減の保険料率でございます。3,800円(2,280円)、第7期が3,100円(1,860円)でございます。

第2段階が、0.65(0.5)、4,940円、第7期で4,030円でございます。

第3段階、0.75(0.7)、5,700円、第7期で4,650円でございます。

第4段階が0.95で7,220円、第7期で5,890円。

第5段階、これが基準の額になるところでございます。保険料率1.00ということで7,600円、第7期で6,200円ということでございます。

第6段階、1.25、9,500円、7,750円。

第7段階、1.40、1万640円、8,680円。

第8段階、1.60、1万2,160円、9,920円。

第9段階、1.80、1万3,680円、1万1,160円。

第10段階、2.00、1万5,200円、1万2,400円。

第11段階、2.20、1万6,720円、1万3,020円。

第12段階、2.40、1万8,240円、1万3,640円。

第13段階、2.60、1万9,760円、1万4,260円。

次からが新設となります。

第14段階、2.80、2万1,280円。

第15段階、3,000、2万2,800円。

### 3 条例の施行予定日

令和3年4月1日

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これより質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、質疑させていただきますけども、今、説明がありましたように、今回の介護保険料の改定では、基準額で月額1,400円の値上げと。これは年間で言いますと1万5,600円の値上げになります。軽減が行われる1から3段階におきましても、軽減したとしても月額600円から1,000円値上げとなるということで、大変極めて厳しい大幅な値上げだというふうに言わざるを得ないと思います。

町長にお聞きしたいのは、先日、新聞報道でいわゆる政令市と一定大きな規模のところでは6,000円を超えるということは大変大きな記事になっていましたけど、和東町はとっくに6,200円になっていたわけで、今度7,000円を超えるという大変大きな負担増になるということ、そういうものを今、提案されているということですよ。

やはりこの間、言ってますように、当初よりも3倍超えの保険料を高齢者にお願いと。この間、年金が3倍になっていたら問題ないですけど、むしろ減っていったという状況の中で、こういうような提案をするということについて、実際に、多くは国民年金ですけども、そういう方からそれだけの負担をお願いするということについてどうお考えなのか、仕方ないことだということなのか、それとも本当に大変厳しい、暮らしに大変影響があるというふうにそれはそれで感じておられるのかどうかで



すね、これを町長にお聞きしたいというふうに思いますのと、課長には、今回の大幅値上げの原因ですね、その辺、何が問題でこうなっているのか、どのような分析をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

答弁者は簡単明瞭に答えてください。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

過日、新聞でも報道された内容は見ております。高いところを見てみますと、大阪府のほうの関係は高いのかなと、こんなことを思っております。これも法律に基づいた見直しの時期で第8期に入ると、こういう中で、後から課長が分析した状況というのがあるんですが、需要が増えてくる、高齢化してきている、そして、それと併せて介護保険が増えているという、そういう状況がそれぞれの市町村で違うわけでありまして、そういう中で和東町は非常に厳しい。そして、所得層というのも大きく影響してくると思います。

こういうことで、上がること自身は非常に厳しいわけなんですけど、こうしたことを維持していくという意味においては、非常に心苦しいというところは正直感じるころはあります。新聞を見たところではそれはありました。

朝からもありますように、こういったものは一般会計から繰入れとかいろいろ言われているんですけど、大体これをしていかない方向で動いているわけで、国保でしたら今の国会ですか、8割ほどですけど、全部首都圏のほうに固まっておるんですが、これはしないという法律をつくらうということで今、国会で提案されているように聞いておりますが、そういう意味で、こういった姿勢というのは非常に厳しい状況にあります。そういうことから、これから国のほうも含めてこうした制度を維持するためにはどうあるべきか、その辺は、和東町だけではなかなか大変ですので、お互い連帯

して変えるべき、また申し上げていくべきことは言っていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

この金額の増額につきましては、当方で計画している中では、やはり施設入所、特に老健施設の入所が相当数を占めているかというように思われます。特養施設のほうでも微増ではございますが、ずっと伸びておるんですけども、ここ数年、特に老健のほうの入所が抜きん出て増えてるという現状でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、町長が、心苦しいことではあるけども、いわゆる需要が増えてて、あと、一般会計からの繰入れもしない方向で国等も動いているという話ですけど、それをしなかったら、実際、高齢者の年金なんて限られているわけですからね、せずにどんどん給付が増えていって、いわゆる保険料もどんどん上がっていくと。そんなことを町長として仕方がないでは済まないと思うんですよね。

後でも言いますが、国自身がちゃんと財政を出して介護を支えていくことなしにもつけないんですよ。だから、そこをもうちょっと危機感を持って要望もしてもらわないと、やっぱりもう耐えられない負担になっているということをもっと親身になっていただきたいというふうに思うんです。

それで、今、課長のほうから、いわゆる施設入所とか老健の関係は特に増えてるという話がありました。いわゆるそういう原因分析ですね、教訓を踏まえて、次期の高

齢者保健福祉計画、介護保険事業計画で何を改善して強化することをしようとしているのかということが大変大事だと思うんですよ。

先ほど言われましたように、保険料が上昇する原因として施設介護利用の増加があるというふうに今、言われましたけども、その裏返しとして在宅介護サービスの基盤の弱さというのがあると。地域で介護を必要とする高齢者をしっかり受け止められていないということが裏返っての原因だというように思うんですよね。要は、地域でちゃんと支える仕組みがあれば施設に入れなくてもやっていけるということがありますけども、実際、いわゆるこの計画の前のアンケートを見ましても、多くの方は自宅で介護を受けたいというふうに答えておられますよね。だけど実際は施設に行ってしまうと。じゃ、なぜ、そうなのかというところがちゃんと正面から見ないかんことだというふうに思うんですね。

施設依存というのを転換しようと思えば、在宅での基盤を強化する必要があると思うんですけども、先日、パブリックコメントも終わりましたけども、次期計画でそういった方向性というのは具体的にどういうふうに強化しようとしているのか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、おっしゃられるとおり、在宅介護の基盤強化は当然ながら必要なことであるというのは重々認識しているところでございます。やはりまず第一には介護予防、こちらのほうを重点的に力を入れて、介護状態にならない、もしくはその時期を極力遅らせていくということを進めていく。在宅になっても地域で生活できる、自宅で生活できる体制づくりというのは当然ながら必要なことであろうと思いますので、こちらのほうは、当然、次期計画の中で強化していく重点施策の一つになってこようか

と思います。

ただ、やはりアンケートでもありました、ご本人は在宅でいつまでもいたいという思いはたくさんあるようでございますが、ご家族の負担等々が多分にあるという中で、今、岡本議員の質問の中でもありました在宅での基盤、介護ができる状態の事業所とかが相楽管内でもそれほど多くもないという中で、確かに、完全なサービスが行き届いてないのじゃないのかというので、施設入所のほうがどうしても多くなっていくんじゃないかというようなご懸念も抱いておられると思いますが、今、現状の中ではいっぱいの中での在宅のサービスを組んでいるところでございますので、次期計画、また、それ以降につきましても、さらなる在宅サービスの強化のほう、また介護予防事業の強化のほうを図っていきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆるそういうことで、在宅での強化が必要だ。だから、いわゆる予防というのは大事だということは言われますけど、ただ、次期の介護保険事業計画を見させてもらいましたけども、いわゆる訪問系も通所系もこの3年間以降の大きな増加というのは見られませんし、それから、今後必要と思われますりハビリサービス関係というのもほとんど増えておりません。

それから、在宅で受け止めるといった場合に、夜間対応であるとか、巡回型とか、そういったことが必要になってくると思うんですけども、そういったサービスの提供というのもない、ゼロですよ。いわゆる小規模多機能といった、そういった新しいサービスの予定もない。そうなりますと、結局、在宅介護基盤の充実や強化という見通しが全くないというのが今回の計画を見た限りの感想なんですよね。このまま、また3年間推移したら、結局どんどん高齢化も進んでいく中で、施設への依存というのがさらに増えていくということしか見えてこないわけなんですよね。

町としても、20年間を振り返ってみても、いわゆる介護保険が入ってから老福のデイサービスをやめられました。言うたら、わらくが来るからということで、あと、診療所でやった訪看もやめました。わらくがやるんじゃないかという話だったんです。でも、結局、やってない。診療所も復活してないという意味で、言ったら、前にやっていたことさえできてないんですよ。だから、そういう意味でも、せめてそういうところも含めてサービスを充実させていくということをしなかったら、ますますそういった傾向にいくんじゃないかというふうに言わざるを得ませんし、今の答弁を聞いても、やはりそういった見通しが無いということが大変問題だというふうに思うんです。

それで、あと、条例の関係に行きますけども、今回新たに14段階、15段階という2段階が追加されて、14段階が合計する金額が900万円以上、15段階が1,100万円以上となっておりますけども、この該当を予定している人数はどの程度おられるかと思っておられるのか、また、これによってどの程度の保険料の上積みができるのか、影響額はどの程度と考えておられるのか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

影響額の数字については個別にはまだ出しておらんのですけども、14段階につきましては現段階で計画値の中で2名、15段階で5名の方が該当するのではないかと想定しているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ということは、新しい段階をつくっても7人しか対象にならないということですよ。このように段階を増やして料率を若干上げても負担の不公平というのは是正され

ないと思うんです。先ほど段階を増やすことで低所得者対策にするって言われましたけども、全く関係ないと思うんですよ。

例えば、15段階で1,100万円の人が先ほど5人いると言われましたよね。この人たちが仮に対象になったとして、いわゆる所得に対する負担率2.5%以下なんです。要は、どんどん高くなったら上限がありますから、最高幾ら払ってもこの人たちは2.5%しかないんですよ。

一方で、基準額の90万円の人は、単純に計算すると負担率が10%になりますね。

それと、第1段階で80万円の人、これはいわゆる軽減した場合で考えても3.4%なんです。

だから、いわゆる絶対の額としては15段階の人が多いですよ。けども、その人の所得との関係で負担率となると、所得が一番少ない人のほうが1,100万円の人よりも負担率は高いわけです。これは普通徴収の対象になり得る年間18万円以下としていますよね。いわゆる天引きにならない人、その人なら負担率というのは15.2%までなるんですよ。だから、所得が一番ある人の負担率というのが所得が一番少ない人の6分の1ぐらいしかない。

例えば、15段階並みの負担率を18万円以下の人に当てはめて2.5%以下となれば、本来は月375円ぐらいになるんですよ。だから、最低限これぐらいでない不公平とは言わないんですよ。それぐらいこの介護保険料というのは逆進性があるということなんです。だから、ある意味、今度の段階を増やしたとしてもそういった不公平というか、逆進性というのはほとんど是正されないし、極めて不公平な状況になっているという認識はありますか。どうですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この公平、不公平という話につきましては、なんとも私からは言い難いところがございます。岡本議員もご承知のとおり、当初、これができたときのスタートはたしか6段階からの国からのお示しのスタートだったと思います。そこから徐々にではありますが、段階を市町村の裁量で増やさせていただいた中で、少しずつ不公平感をなくしていくという形では持ってきておるわけでございますが、やはり収入所得だけで勘案するものでもなく、また、激変緩和する意味からも、毎回毎回の各期でいろいろ計画した中で、今回も2段階だけではございますが、増やさせていただいた中で、少しずつそういうところの是正というところも考えているところでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

不公平になっているという認識を持ってもらわないと改善できないと思うんですよ。今の介護保険の仕組み上そうなってしまうというのは分かりますよ。そもそもサービスを充実させようと思ったら、その分、保険料に跳ね返ってしまう仕組みであるということも含めて、はっきり言って大変矛盾の深い制度です。その中で、行政としてそういうふうにはせざるを得ないということは分かりますよ。だけど、この状態が不公平な状況になっていると、逆進性が強くなっているという認識を持ってもらわないと、いろいろ大変だけでも、これで仕方ないんだってなってしまうたら、国に対してだって、ちゃんと直してくださいって要望できないじゃないですか。町長が提案されているわけだから、町長自身がそういう認識を持ってなかったら国に対して何を要望するんですかとなるんですよ。

そこを町長に聞きます。これは政策判断のこともあるから厳しいことかもしれないけど、これは町長名で提案するんだから、町長として、こういうことは提案するけれども、実態として大変逆進性が強くて不公平な負担になっていると、これは改善して

いかなくちやいけないと、そういうご認識があるかどうか、それをお聞きしたいと思  
います。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

公平にやろうと思えば、所得に対して何%の税率を掛けるとすれば公平になるん  
ですが、しかし、低所得者の人に言っている金額というのは、さっきの逆進性じゃ  
ないですけども、たくさん所得がある人の占める割合というのは非常に率が低い。  
そういう意味では非常に不公平だというのはよく分かります。これは制度上にお  
いて今後、本当にどうなんかというところは大変大事なところだと思いますので、  
これについてはもう少しいろんな面において国が言うていかなきゃならん。

と言いますのは、今、言われる面ともう一つは、こういう過疎地域は高齢化して  
きている。これはまちづくりと一体して考えていかないと済まない問題がありま  
す。そういう意味において、これは奥深い考えを持って当たらないといかんのか  
なと。さっき申し上げましたように、税率で徴収すれば公平になりますが、そ  
ういうわけにいかないと。一定、限度額を設けたら、当然、限度額を超えてしま  
ったらもらえませんから、所得のある方には非常に率でいったら低くなる、こ  
ういう認識はいかなきゃならんと思います。

繰り返しますが、過疎地域の高齢世帯、そして一人、そういうものをどうする  
か。それとまた、包括支援センターの役割がこれからどれだけ機能を果たして  
いくか、これと含めて相対的に考えていく必要がありますし、ここはまた強く  
いろいろとほかの町村とも連携しながら、認識も持ちながらやってまいりたい  
と、このように思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。



○ 8 番（岡本正意君）

これは国の問題というか国の根本な制度ですから、国自身がちゃんとお金を出して支える必要があるというのが根本ですけど、先ほどから言っていますように、保険者なんですから町自身の責任でもあるんですよ。町長ね、これまで20年間の間に在宅で受け止める、そういった取組を怠ってきたということですよ。何か自然現象でこうなっているのと違うんですよ。やはり保険者としてそういったことを十分やってこなかった結果としてそういったことになっているんです。そこをちゃんと認識もいただいて提案いただきたいと思うんですね。

それでですね、先ほどの国保も同じなんですけども、今回のこの保険料の値上げは本当に避けられないのかということなんですよ。当初予算での保険料収入の影響額というのは約1,800万円となってました。そうなりますと、いわゆる入りでそれ以上無理だということであれば、支出のほうをどうするかということですよ。保険給付費の伸びを1,800万円分抑えられるのかというのはどういうふうに検討されたかということです。

それから、先ほど町長ね、一般会計からの繰入れというのはやらない方向でというふうに言われますけども、それも絶対的なわけじゃないんです。町長の判断です。ですから、これは十分対応可能だと思うんです。

先ほども言いましたように、いわゆる一般会計の基金にしてもそれなりに大きく積んでおられますし、それを全部取り崩せというんじゃないくて、これだけの緊急事態の中で、特に高齢者のほうが命の危険も高いわけです。そういう中で介護の必要性というのはすごく高まってきていると。そういう中で、これだけの値上げをこの時期に押しつけるというのはあまりにもひど過ぎると思うんですよ。

国はこれから75歳以上の方の負担も倍にしようなんて、これまたひどいことをやろうとしておりますけども、やはり町として対策を打てば何とか値上げせずに済むということでもできるわけですから、先ほどの給付を極力見直して、予防とか言われま

したけども、それも含めて、値上げ分程度を何とか抑えていくということは可能じゃないのかということと、あと、一般会計の繰入れも十分できるんじゃないですかと。特に、こういう時期ですから、ちゃんと判断してすべきじゃないですかと思うんですけども、その辺いかがですか。

課長と町長、すみません。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

先ほど、町長は何もしてこなかったと言ってありますが、正直のところ、先ほど答弁もあったと思いますが、6段階を、階層に近くしていこうということで階層を広げていきました。その階層を広げたかて実質どうなんかというところではなかなか応えられてない面があるのかなと思いますが、そういう努力をしてきているという面をひとつお願いします。

それと、私が先ほど言いましたのは、何でも一般会計から繰り出すという、朝の国保でもそうなんです、国保税は首都圏を中心に8割の都道府県からも繰り出しているところは事実あるんです。ところが、その国保主体かてこういう自主的な運営をしていこうということで、今、国会で議論されて、どちらかというと出さない方向で議論されている。そういう意味になってくると、考え方というのはそういう方向にあるのかなと。

町長の判断でということではありますが、この制度を維持していくという観点から、その面を安易にしていくんじゃないし、先ほどのように、まちづくりという形から、和東町は非常に高齢者世帯が増えてきておりますし、独居老人も増えてきています。そういう社会のシステムが過疎地域では非常に大きな負担になってきている。こういうところをきちっと国は抑えてやっていくべきだということは大きく申し上げていか

なきやならんというように思っております。そういう意味においては、今のところは、先ほど言われておりますように、給付を極力下げるということになったら、本当に生きがいのあるまちづくり、元気にやっていただく方たちをどう社会でつくっていくかというのが大事だと思います。そういう意味で、これからのまちづくりと併せてこの問題を考えていきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、町長からもありましたけども、やはり町全体とした中で考えていくという以上に、やはり相楽圏域、また京都府、こういう大きな中で考えていった中で、制度設計のほうをしていかないといけないと。

今、岡本議員からもありましたような1,800万円の影響額を抑え切れなかったかという話ですが、ここまで絞った中でのこれだけの影響額ということになったのが現状でございます。

今後、次の計画以上、またさらに3年ごと3年ごとに計画を立てていくわけなんですけども、当然ながら、ここで国の制度だけにとどまっておらず、町として、今回、計画には確かに数字には乗せておりませんが、在宅のサービス、夜間対応型等々を含めた中で、いろんな事業所のほうには働きかけとかいろいろお声かけとかさせていただいているんですけども、なかなか実現に向いておりませんが、できるだけ早い段階で在宅サービスの充実ができて、少しでも保険料を抑えていけるような取組というのは今後も続けていくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、町長からも答弁をいただきましたけれども、いわゆるまちづくり全体の話で、健康づくりをどうしたとか、それはそうです。けども、今これだけの負担をお願いするわけでしょう。何か、ふわあつとした曖昧なことでごまかしたらあかんと思うんです。

例えば、保険料がもうちょっと安価で、一般会計から繰替えをしなくても十分やっ  
ていけるのであれば言いません、はっきり言って。でも、実際に、介護事業について  
は、本来は国がもともと5割持っていたわけですから。それを保険入れることで4分  
の1の25%に下げたわけですよ。それを全部自治体と被保険者である国民に押しつ  
けたわけです。

先ほどの国民健康保険だってそうです。介護分という介護保険を支えるための負担  
を国保に求めているんですね。そういう形で言ったら、全国的に負担をしているん  
です。そういう中で、それでもこれだけの値上げをしなくちゃいけないというのは、  
京都府も含めて国自身が責任を果たしてないからなんです。

町長も京都府といろいろ結びつきが強いとか連携していくというんだったら、そう  
いうことをちゃんと言ってほしいんですよ。観光のことも大事けども、そういうこ  
とでちゃんと物を言っていただきたいなと思いますし、そういうことがまだできない  
以上、一般会計から繰り入れるしかないじゃないですか、はっきり言って。負担を増  
やさないとか、ちゃんと守っていこうと思ったら。基準額で月7,600円ですよ、  
年金しか収入がない人にとって天引きで引かれていくってどういう思いですか。そう  
いうことももっとちゃんと思いをいたしてね、何か、ふわあつとしたこれからのまち  
づくりがどうだとか、これから頑張ったらいいんだみたいな、そんなことを言ってい  
たらどんどん上がっていきますよ。

ですから、そういう意味で、今できることとしてはそれしかないわけですから、実  
際できるわけですから、そこはちゃんとやっていただいた上で、どうしてもそれでも  
というんだったらまだ理解できますけど、やれることもやらずに、最後は曖昧な言葉

で済まそうなんていうのは絶対許されないと考えますし、やはりちゃんとしたいいろんな形で負担を軽減できるように検討いただきたいと考えますし、国や府にもちゃんと物を言っていただきたいと考えますので、そこは強く訴えまして質疑を終わります。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

議案第15号「和東町介護保険条例の一部を改正する条例」について反対討論を行います。

第1に、今回の税率改定による大幅値上げは、乏しい年金で生活されている高齢者の暮らしをますます壊すものであり、絶対に容認できません。今回の改定で、基準額が月額6,200円から7,600円となり、年間1万6,800円もの値上げです。制度スタート時と比較すると負担は3倍を超えておりますが、天引きされる年金は3倍どころか、減る一方の中、今回の大幅値上げで、高齢者の暮らしはますます追い詰められることは避けられません。

第2に、今回の改定で、所得段階が13から15に増え、保険料率も最高2.3倍から3.0倍まで引上げが行われましたが、逆進性や負担の不公平は一向に改善、解消されておらず、甚だ不十分であります。

今回の改定で第1段階と第15段階との差は7.7倍から10倍になりましたが、第15段階の負担率は2.5%以下である一方で、第1段階の負担率は合計所得80

万円で3.4%、普通徴収の対象となる18万円以下なら15%以上となるなど、極めて逆進性が強く、低所得ほど負担が重くなる不公平な実態は何も変わっておらず、保険料が上がれば上がるほど矛盾は広がるばかりです。

第3に、保険料の大幅値上げは、これまで在宅介護の基盤整備を怠ってきた町の責任であるとともに、その教訓を踏まえた今後の方向性の確立や具体化も不明確という二重の意味で無責任な状況にあることです。

保険料値上げの要因とされる施設サービス給付の増加傾向は、地域での在宅サービス基盤の貧弱さと裏返しの関係にあり、地域で支える基盤づくりを怠ってきた町の責任は重大であり、真剣な反省の上に立った在宅介護の基盤整備が求められます。しかし、次期計画においても抜本的な改善方向が極めて乏しく、高い保険料負担だけを強いて、それに見合うサービス提供が準備されておられません。これでは保険制度として全く成立しない事態と言えます。

第4に、今回の値上げは十分避けられる方法があるにもかかわらず、それをやろうとされず、大幅な値上げを押し付けることは、住民の命と生活を守るという自治体としての責任放棄であることです。

値上げの影響額である約1,800万円程度の財政負担は、一般会計からの繰入れを適切に行うことで十分可能であり、政策的な判断を行い、値上げを避けるべきです。介護給付の抑制の真剣な努力も含め、値上げを避けるための対応は十分できるものであり、やれることもせずに、コロナ禍の下で、高齢者の負担を大幅に増やすことは絶対に許されないと考えます。

以上の理由を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第15号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第15号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第16号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第16号の提案理由を申し上げます。

令和2年6月に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の一部が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者要件を見直すとともに、事業所の人員確保に関する状況等を考慮し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置期間の延長を行う必要が生じたため、所要の改正をいたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第16号の説明をさせていただきます。

議案第16号

和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

## 基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきましたところに改め文のほうを載せさせていただいております。そこから2枚めくっていただきますと、資料No.16のほうで新旧対照表を載せております。議長のお許しを得ておりますので、そこからさらに4枚めくっていただきました裏面のほうに概要を載せさせていただいておりますので、これをもって説明させていただきます。

和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 概要

### 1 改正理由

介護保険法第81条の規定に基づく、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚労省令第38号）が、改正されたことにより、同法同条の規定に基づき、市町村の条例改正が必要となりました。

### 2 改正条例の概要

質の高いケアマネジメントを推進するため、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与等の各サービスの割合、また同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に説明を行うことを求める。

感染症対策の強化や高齢者虐待防止の推進のため、事業所に対して各種指針の整備や研修の実施を求める。

また、感染症対策や多職種連携の促進のため、会議等において利用者等の同意を踏まえた上で、テレビ電話等を活用して実施することができることとする。

居宅介護支援事業所の管理者における経過措置を令和9年3月31日まで延長する。  
他、改正に伴う所要の整備。



### 3 条例の施行予定日

令和3年4月1日に施行する。ただし、居宅介護支援事業者の管理者における経過措置に係る改正規定は公布の日から、第15条第20条の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

確認だけさせていただきたいんですけども、今回の改正というのは、いわゆる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準ということですけども、この和束町の中でのこういった体制に基づいて影響を受ける事業所というのは、具体的にはどういうところになりますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

これにつきましては、居宅介護支援事業所ということですので、特養のわらく等になるということで、特に、今回につきましては、皆さんご承知のとおり、今、世間を賑わしております新型コロナウイルス感染症を中心とした他の感染症を含めた中での対策の強化が中心ということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それと、この改正条例の概要というところの一番初めのところですけども、質の高い

ケアマネジメントを推進するため、全6か月間で作成したケアプランにおける云々というところですけども、いわゆるこのサービスの割合であるとか、同一業者によって提供されたものの割合について利用者に説明を行うことも求めると書いてありますけども、これは具体的にはどういうことを言いますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

利用者説明につきましては、当然ながら、サービスを提供する前にされとるわけなんでございますが、本人の介護度によって1か月に使える量というのが決まっております。それにつきましては、どれぐらいの割合で使われているのかというので、訪問介護なり福祉用具というような2種類、3種類のサービスを当然ながら受けておられる方はたくさんいらっしゃいますので、そのこのところの細かな説明をきちっとしていただくということで、今どれぐらいのものを実際に使っているのかというのが利用者に完全に分かるという形でございます。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第16号 和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第16号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第17号 和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第17号の提案理由を申し上げます。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第17号の説明をさせていただきます。

議案第17号

和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

## 方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、こちらのほうは改め文でございます。さらに1枚めくっていただきますと、右側のページ、資料No.17で新旧対照表のほうを付けさせていただきます。議長のお許しを得ておりますので、そこから3枚めくっていただきまして、左側のページでございます。概要によって説明させていただきます。

和東町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 概要

### 1 改正理由

介護保険法第115条の24の規定に基づく、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、改正されたことにより、同法同条の規定に基づき、市町村の条例改正が必要となりました。

### 2 改正条例の概要

感染症対策の強化や高齢者虐待防止の推進のため、事業所に対して各種指針の整備や研修の実施を求める。

また、感染症対策や多職種連携の促進のため、会議等において利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施することができることとする。

他、改正に伴う所要の整備。

### 3 条例の施行予定日

令和3年4月1日

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第17号 和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第17号 和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時35分まで休憩いたします。

休憩（午後2時23分～午後2時35分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第18号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第8号）、議案第19号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第20号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第21号 令

和 2 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 2 2 号 令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、以上 5 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 1 8 号から議案第 2 2 号の提案理由を申し上げます。

議案第 1 8 号 令和 2 年度和東町一般会計補正予算（第 8 号）は、前回までの補正に引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策として、各公民館等への空気清浄機設置事業や飲食店等への緊急事態措置協力金などとともに、すこやかエンジェル基金への積立て、また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした各事業の完了・精査に伴う減額等において

議案第 1 9 号 令和 2 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、直診勘定における新型コロナウイルス感染症の影響による診療収入の減額等において

議案第 2 0 号 令和 2 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、消費税納付金、また、一般会計繰入金の精査等において

議案第 2 1 号 令和 2 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、浄化センターに設置している脱水機改修工事の完了に伴う減額等において

議案第 2 2 号 令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、保険事業勘定における居宅介護サービスなどの介護保険給付費の減額等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますことをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第18号の説明をさせていただきます。

議案第18号

令和2年度和束町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度和束町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,070万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,160万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年3月24日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

11款地方交付税、15億8,987万3,000円、1億1,329万2,000円、17億316万5,000円。

13款分担金及び負担金、7,307万円、6万6,000円、7,313万6,000円。

15款国庫支出金、9億1,745万3,000円、256万5,000円、9億2,

001万8,000円。

16款府支出金、1億7,989万3,000円、△905万2,000円、1億7,039万1,000円。

18款寄付金、57万6,000円、56万円、113万6,000円。

19款繰入金、2億5,485万3,000円、△1億7,206万円、8,279万3,000円。

20款繰越金、4,923万9,000円、1,377万9,000円、6,301万8,000円。

22款町債、4億7,510万円、△1,940万円、4億5,570万円。

歳入合計、41億1,230万円、△7,070万円、40億4,160万円。

1枚おめくりいただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款議会費、5,573万8,000円、△84万8,000円、5,489万円。

2款総務費、12億839万円、△1,974万7,000円、11億8,864万3,000円。

3款民生費、7億7,993万2,000円、△149万7,000円、7億7,843万5,000円。

4款衛生費、5億9,388万9,000円、241万1,000円、5億9,630万円。

5款農林業費、1億7,409万7,000円、△1,994万6,000円、1億5,415万1,000円。

6款商工費、1億2,576万円、△1,543万9,000円、1億1,032万1,000円。

7款土木費、2億9,111万1,000円、△341万7,000円、2億8,769万4,000円。



8 款消防費、2 億 3,717 万円、△ 632 万 7,000 円、2 億 3,084 万 3,000 円。

9 款教育費、2 億 5,563 万円、△ 547 万 1,000 円、2 億 5,015 万 9,000 円。

10 款災害復旧費、3,671 万 5,000 円、△ 41 万 9,000 円、3,629 万 6,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 2 表 繰越明許費補正でございます。

1. 追加ということで、款、項、事業名、金額の順に説明を続けます。

2 款総務費、1 項総務管理費、行政手続等見直し支援事業、462 万円。

同款、同項、新総合計画策定事業、413 万 6,000 円。

同款、同項、茶源郷行政情報配信システム機能強化事業、4,180 万円。

同款、同項、地籍調査事業、800 万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、祝橋整備事業、8,108 万円

同款、同項、石寺橋整備事業、6,600 万円。

同款、同項、町道新設改良事業、430 万円。

8 款消防費、1 項消防費、小型動力ポンプ付積載軽消防自動車整備事業、600 万円。

同款、同項、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業、1,141 万 3,000 円。

おめくりいただきまして、10 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、1,100 万円。

同款、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、800 万円。

続きまして、変更でございます。

款、項、補正前、事業名、金額、補正後の事業名、金額の順に説明を申し上げます。

4 款衛生費、1 項保険衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、補正前が 1,585 万 1,000 円、補正後につきましては、同事業で 2,010 万 9,000 円と  
いうことでよろしくお願いたします。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 3 表 地方債補正でございます。

1. 追加ということで、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順  
に説明をさせていただきます。

減収補填債、480 万円、証書借入又は証券発行、年 5% 以内（ただし、利率見直  
し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直し  
を行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件  
により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政  
の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換  
えすることができる。

続きまして、変更でございます。

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後、限度額、  
起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、3,750 万円、起債の方法：証書借入又は  
証券発行、利率：年 5% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地  
方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し  
後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、そ  
の債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期  
限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後の限度額でございますが、2,380 万円、起債の方法、利率、償還の方法  
につきましては補正前の同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、すこやかエンジェル基金積立事業（過疎対策）、650 万円、起債の方法、  
利率、償還の方法につきましては、先ほど説明申し上げました内容と同様ございま

すので、省略をさせていただきます。補正後の限度額が1,890万円。

続きまして、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、補正前460万円、補正後0円でございます。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、補正前1,500万円、補正後1,160万円。

舗装維持管理事業（過疎対策）、補正前730万円、補正後850万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、祝橋整備事業（過疎対策）、補正前5,750万円、補正後4,570万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、補正前3,000万円、補正後2,770万円。

町道舟尾八王寺線改良事業（過疎対策）、補正前300万円、補正後0円でございます。

防火水槽設置事業（緊急防災・減災事業）補正前260万円、補正後0円でございます。

災害復旧事業 補正前1,330万円、補正後1,690万円。

計でございます。補正前が1億7,730万円、補正後が1億5,310万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書 令和2年度和束町一般会計補正予算（第8号）No.18により説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページまでは総括ということで、議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億1,329万2,000円。

1節地方交付税の増でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額につきましては△347万4,000円でございます。

1節公共土木施設災害復旧費負担金ということで、道路橋りょう災害復旧費負担金として347万4,000円減額をさせていただきます。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額が853万1,000円。

1節総務管理費補助金ということで、同額でございます。内訳といたしまして、地方創生推進交付金（湯船活性化推進事業）が△203万5,000円、特別定額給付金給付事業費補助金で△130万円、特別定額給付金給付事務費補助金で△127万7,000円、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（行政手続見直し支援事業）で462万円の増額でございます。

同款、同項、2目民生費国庫補助金で△1,040万円の補正額でございます。

内訳といたしまして、1節社会福祉費補助金で△968万9,000円、そのうち新型コロナ対応地方創生臨時交付金（生活支援給付金）で△1,006万8,000円が主なものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

同款、同項、3目衛生費国庫補助金で、補正額が346万円の増でございます。

1節保健衛生費補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（インフルエンザ予防接種等）ということで、書いておりますが、新型コロナウイルスの関係でございます。346万円。

同款、同項、4目土木費国庫補助金、補正額が1,827万円。

3節道路橋りょう費補助金で同額でございます。内訳といたしまして、社会資本整備総合交付金（道路分）で△174万円、道路局所管補助金（橋りょう）で2,001万円の増となっているところでございます。

同款、同項、6目消防費国庫補助金で補正額が943万3,000円。

1節消防費国庫補助金で、内訳としまして新型コロナ対応地方創生臨時交付金（空

気清浄器整備)で646万3,000円の増額、また、同交付金で自動体温測定器で297万円の増額でございます。

同款、同項、7目農林業費国庫補助金で、補正額が△1,015万7,000円でございます。

1節農業費国庫補助金で△900万円、新型コロナ対応地方創生臨時交付金(茶業経営支援給付金)の△900万円、また、2節の林業費国庫補助金で新型コロナ対応地方創生臨時交付金(有害鳥獣対策)で△115万7,000円。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で、補正額が△1,392万6,000円。

1節商工費補助金で、主なものといたしまして、新型コロナ対応地方創生臨時交付金(生活応援商品券事業)で△229万6,000円、事業者応援給付金事業で△1,235万円、また、新型コロナ対応地方創生臨時交付金(緊急事態措置協力金)ということで、1月14日から2月7日までの緊急事態宣言に伴います部分でございます。163万円。

9ページ、10ページをお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金で補正額が△185万円。

1節総務管理費補助金で、内訳といたしまして、主なものが移住促進住宅整備事業費補助金△90万円、きょうと連携交付金(移住定住促進事業)で同じく△90万円でございます。

同款、同項、4目農林業費府補助金で補正額が△720万4,000円。

主なものといたしまして、1節農業費補助金△708万5,000円。

内訳といたしまして、中山間地域等直接支払交付事業補助金が△81万9,000円、茶園環境改善事業補助金で△160万円、共同製茶等省力化推進事業補助金で△443万5,000円となっているところでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金で補正額が△1億7,306万円でございます。

1 節財政調整基金繰入金の減額でございます。

同款、同項、53目すこやかエンジェル基金繰入金、補正額100万円でございます。

1 節すこやかエンジェル基金繰入金ということで、100万円の金額を見積もっております。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額が1,377万9,000円。

1 節前年度繰越金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、1目総務債、補正額が△1,370万円。

1 節総務管理債ということで、過疎対策事業債（路線バス維持管理事業）に係る部分で△1,370万円でございます。

同款、同項、2目民生債、補正額が増額の1,240万円でございます。

2 節児童福祉債ということで、過疎対策事業債（すこやかエンジェル基金積立事業）で1,240万円を計上させていただいております。

同款、同項、6目土木債で補正額が△2,390万円でございます。

1 節道路橋りょう債ということで、主なものにつきましては、過疎対策事業債（橋りょう長寿命化修繕計画策定事業）△460万円、道路拡幅改良事業で△340万円、祝橋整備事業で1,180万円の減額、石寺橋整備事業につきましても△230万円、町道舟尾八王寺橋線改良事業につきましても△300万円でございます。

同款、同項、7目消防債で補正額が△260万円でございます。

1 節消防債で緊急防災・減災対策事業債（防火水槽設置事業）△260万円でございます。

同款、同項、9目災害復旧債で補正額360万円の増となっているところでございます。

これにつきましては、2 節公共土木施設災害復旧債で360万円の増額を計上して

おります。

同款、同項、12目減収補填債、補正額480万円の計上をさせていただいております。

1節減収補填債ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、13ページ、14ページをお願ひいたします。

続いて、歳出のほうでございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で補正額416万2,000円でございます。

主なものにつきましては、3節職員手当等ということで、退職手当130万4,000円、また、12節委託料ということで、行政手続等見直し業務委託料462万円、18節負担金補助及び交付金で△252万5,000円、これにつきましては、相楽東部広域連合負担金の減額でございます。また、24節積立金で100万円、奨学基金積立金でございます。

同款、同項、2目企画費で補正額△1,301万3,000円でございます。

主なものといたしまして、会計年度任用職員の報酬等の減額、また18節負担金補助及び交付金で△777万円、移住促進住宅整備事業補助金で△360万円、湯船活性化推進（商品開発・販路拡大）補助金で△207万円、同じく、湯船活性化推進（移住促進）補助金で△200万円となっております。

同款、同項、3目文書広報費で補正額が770万円計上させていただいております。

これについては、12節委託料770万円ということで、茶源郷行政情報配信機器設定等業務委託料でございます。

15ページ、16ページをお願ひいたします。

同款、同項、11目地籍調査費で補正額が△368万円でございます。

12節委託料で、境界確定業務委託料として△368万円を計上させていただいております。

同款、同項、12目交通対策費、補正額が△1,371万1,000円。

18節負担金補助及び交付金ということで、路線バス運行維持補助金の減額でございます。

同款、同項、15目特別定額給付費、補正前が△257万3,000円でございます。

主なものといたしましては、特別定額給付金に係ります事務関係の減並びに18節負担金補助及び交付金で特別定額給付金130万円の減額をさせていただいております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で補正額が△878万1,000円でございます。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で971万1,000円の減額、このうち子育て世帯等生活支援給付金で970万円の減額を見込んでおります。

また、19節扶助費で152万9,000円の増額を。これにつきましては、障害者自立支援ということでございます。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で補正額が988万2,000円計上させていただいております。

主なものにつきましては、19節扶助費、児童手当の197万5,000円の減額、また24節積立金ですこやかエンジェル基金積立金として1,240万円を計上させていただいております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で補正額が789万9,000円の増ということで、これにつきましては、27節繰出金、国保直診勘定繰出金78



9万9,000円でございます。

同款、同項、4目環境衛生費で239万8,000円の補正額を計上させていただいております。

主なものにつきましては、12節委託料で、一般廃棄物処理基本計画策定委託料で△191万4,000円、27節繰出金で476万7,000円の増、このうち下水道事業特別会計繰出金が192万1,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金で668万8,000円計上させていただいているところでございます。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費で補正額が△788万6,000円。

これにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金の減額でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

5款農林業、1項農業費、3目農業振興費で、補正額が△136万8,000円。

主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金で△141万2,000円、このうち中山間地域等直接支払補助金で△106万8,000円となっております。

同款、同項、4目茶業振興費で、補正額が△1,687万6,000円。

18節負担金補助及び交付金ということで、内訳といたしまして、出品茶推進委員会補助金で△123万7,000円、茶園環境改善事業補助金で△176万円、共同製茶等省力化推進事業補助金で487万9,000円の減額、茶業経営支援給付金で900万円の減額となっているところでございます。

同款、2項林業費、2目林業振興費で、補正額が△170万2,000円でございます。

主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金で△169万8,000円、このうち有害鳥獣関係事業補助金で115万6,000円を減額させていただいております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で、補正額が△1,301万4,000円

でございます。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、△1,080万6,000円、このうち事業者応援給付金で1,235万円を減額させていただいております。

同款、同項、2目観光費で補正額が△242万5,000円。

主なものにつきましては、事務経費と8節旅費52万3,000円の減額、これにつきましては、美しい村連合並びにワールドマスターズ関係の旅費の減額でございます。

併せまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

12節委託料で△50万円、マウンテンバイク関係の委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金で△80万4,000円。このうち主なものが、農泊新型コロナウイルス感染予防対策支援金△80万円でございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で、補正額が△341万7,000円。

主なものにつきましては、14節工事請負費ということで、△387万円を計上させていただいております。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額が△901万2,000円。

これにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、相楽中部消防組合負担金の減額でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

同款、同項、3目消防施設費で、補正額が△265万円。

12節委託料で、工事設計委託料ということで、防火水槽設置事業に係ります委託料△265万円を計上しております。

同款、同項、5目災害対策費で、補正額が533万5,000円。

これにつきましては、17節備品購入費で、空気清浄器の購入費用が236万5,

000円、公共施設等の自動体温測定器の費用で297万円計上させていただいております。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で、補正額が△547万1,000円。

これにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金547万1,000円の減ということでございます。

27ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、またお目通しのほうをよろしく願いたします。

なお、特別会計につきましては、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、よろしく願いたします。

○議長（小西 啓君）

国保診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

私のほうからは、令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第19号

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ420万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億143万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入歳出それぞれ款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1. 歳入。

1款診療収入、6,271万円、△1,350万円、4,921万円。

5款繰越金、100万円、140万1,000円、240万1,000円。

6款繰入金、3,299万円、789万9,000円、4,088万9,000円。

歳入合計です。1億563万円、△420万円、1億143万円です。

ページをおめくりください。2. 歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、7,421万9,000円、△201万円、7,220万9,000円。

2款医業費、3,119万8,000円、△219万円、2,900万8,000円でございます。

歳出合計については、歳入合計と同額でございます。

次に、予算に関する説明書No.19をお開きください。

1ページから4ページにつきましては総括でございまして、議案書と重複いたしますので、省略させていただきます。

5ページ、6ページをご覧ください。

2. 歳入。

主なものの説明とさせていただきます。

1款診療収入、2項外来収入、7目後期高齢者医療保険診療報酬収入、△800万円でございます。

内容につきましては、現年度分の800万円でございます。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、789万9,000円を計上させていただいております。一般会計繰入金でございます。

ページをおめくりください。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額196万9,000円。

主なものにつきましては、12節委託料△145万2,000円でございます。診療所医師派遣業務委託料ということで、これにつきましては、毎月、山城総合医療センターのほうから医師2名を派遣していただいておりますが、新型コロナウイルスの影響で派遣が中止となった月もありましたので、その分、減額とさせていただきます。

2款医業費、1項医業費、2目医療用消耗器材費、△139万円を計上させていただいております。

内容につきましては、13節使用料及び賃借料で△115万円でございます。使用料及び賃借料ということで、当初、在宅で酸素療法の装置を必要とされておられる方がおられましたが、減少となっておりますので、その分、減額で予算を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第20号、21号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第20号

令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,740万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

一般会計同様、第1表、第2表の説明につきましては、款、補正前の額、補正額、計の順で説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、6,164万5,000円、△2万5,000円、6,162万円。

2 款分担金及び負担金、371万2,000円、△295万2,000円、76万円。

6 款繰入金、7,112万5,000円、668万8,000円、7,781万3,000円。

7 款繰越金、271万円、247万9,000円、518万9,000円。

8 款諸収入、550万7,000円、△19万円、531万7,000円。

9 款町債、3,520万円、△850万円、2,670万円。

歳入合計でございます。1億7,990万円、△250万円、1億7,740万円でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

歳出も同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、6,469万2,000円、50万円、6,519万2,000円。

2 款施設費、2,300万円、△300万円、2,000万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債補正でございます。

#### 1. 変更

起債の目的、補正前、補正後、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

資本費平準化債、3,520万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正2,670万円でございます。

計につきましては、3,520万円、2,670万円でございます。

それでは、予算に関する説明書、資料No.20をお開きください。

4 ページまでは総括となっておりますので、省略させていただきます、5 ページからでございます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

歳入でございます。

歳入につきましては、2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設分担金、補正額295万2,000円。

現年度の工事分として295万2,000円を減額しております。

9 款町債、△ 8 5 0 万円、施設費の資本費平準化債、これにつきましては、高料金対策債が入りましたので、8 5 0 万円の減額とさせていただきます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちら主なものみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 5 0 万円でございます。

2 6 節公課費、消費税が 1 2 4 万 6 , 0 0 0 円の増額となっております。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、△ 3 0 0 万円。

これにつきましては、1 2 節舟尾八王寺橋線の事業が令和 3 年度に送りました関係で、委託費の 3 0 0 万円の減額でございます。

次のページにつきましては人件費となっておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議案第 2 1 号、議案書をお願いいたします。

#### 議案第 2 1 号

##### 令和 2 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 4 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7 , 3 6 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）



第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。

第1表でございます。こちらも先ほどと同様、款、補正前の額、補正額、計の順で説明させていただきます。

5款繰入金、1億7,193万9,000円、△192万1,000円、1億7,001万8,000円。

6款繰越金、200万円、2万1,000円、202万1,000円。

8款町債、5,570万円、△50万円、5,520万円。

歳入合計につきましては、2億7,600万円、△240万円、2億7,360万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様の説明をさせていただきます。

1款総務費、4,675万6,000円、△134万4,000円、4,541万2,000円。

2款管理費、5,720万4,000円、△105万6,000円、5,614万8,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、繰越明許費。

1款総務費、1項総務管理費、事業名としまして下水道ストックマネジメント計画設計事業、2,030万円でございます。

おめくりいただきまして、第3表 地方債の補正でございます。

#### 1. 変更

こちらも起債の目的、補正前の額、補正額、限度額、起債の方法、利率、償還の方

法でご説明させていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、1,010万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正額につきましては960万円。起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

それでは、資料No.21をお開きください。

こちらも総括となります4ページまでは省略させていただきます。こちらも主なもののみの紹介とさせていただきます。

まず、歳入。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額△192万1,000円。

一般会計の繰入額を192万1,000円減額させていただきます。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債、△50万円。

特定環境保全公共下水道債の借入れを50万円減額させていただきます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△134万4,000円。

26節公課費の消費税の減額で132万4,000円です。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、△102万5,000円。

12節委託料で45万4,000円、14節工事請負費で57万1,000円の減額となっております。

以上、議案第20号、第21号の説明とさせていただきます。

審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第22号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第22号

令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,100万円とする。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月24日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款保険料、1億1,541万円、△131万3,000円、1億1,409万7,000円。

3款国庫支出金、1億6,858万1,000円、△157万4,000円、1億6,700万7,000円。

4款支払基金交付金、1億8,819万6,000円、△165万円、1億8,654万6,000円。

5 款府支出金、1 億 8 1 6 万円、△ 8 0 万 2, 0 0 0 円、1 億 7 3 5 万 8, 0 0 0 円。

7 款繰入金、1 億 3, 3 4 5 万 9, 0 0 0 円、△ 6 6 万 1, 0 0 0 円、1 億 3, 2 7 9 万 8, 0 0 0 円。

歳入合計、7 億 2, 7 0 0 万円、△ 6 0 0 万円、7 億 2, 1 0 0 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、9 4 3 万 4, 0 0 0 円、1 0 万 1, 0 0 0 円、9 5 3 万 5, 0 0 0 円。

2 款保険給付費、6 億 7, 4 2 0 万 4, 0 0 0 円、△ 6 1 0 万円、6 億 6, 8 1 0 万 4, 0 0 0 円。

4 款地域支援事業費、3, 3 6 6 万 3, 0 0 0 円、△ 1, 0 0 0 円、3, 3 6 6 万 2, 0 0 0 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 令和 2 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（保険事業勘定）、資料 N o. 2 2 をよろしくお願ひいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5 ページのほうをよろしくお願ひします。

主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、△ 1 3 1 万 3, 0 0 0 円。

主なものといたしまして、1 節現年度分の特別徴収保険料△ 1 2 6 万 9, 0 0 0 円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、△ 1 1 8 万円、1 節現年度分でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、△ 1 6 4 万 7,

000円、1節現年度分でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにつきましても、主なもののみ説明させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費△610万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

次ページをお願いいたします。

給与費明確となっておりますので、後ほどご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後3時45分まで休憩いたします。

休憩（午後3時32分～午後3時45分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

何点か確認をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、No.18、予算に関する説明書、一般会計の補正予算の分なんです、18ページの子育て世帯等生活支援給付金、970万円減額となっておりますが、この減額の理由について教えてください。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この減額につきましては、子育て世帯のほうにつきましては、一応、一定、対象者のほうに支給できたかと思うんですけども、こちらのほうにつきましては非課税世帯の対策のほうもさせておまして、そちらのほうは当初見込んでおりましたよりは対象者がおられなかったもしくは申請されなかったということでの減額でございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。

今の低所得者の関係の方で対象の方はおられないということなんですが、申請されなかった方というのは、こういった支援があるということをご存じだったのかどうか教えていただきたい。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

広報等でさせていただいていましたので、例えば、和東町内におられなかった場合とかにつきましては、さすがにお耳に入らなかったかもしれないですけども、それ以外につきましては、一応、大体、対象でさせていただいたかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

次に、22ページなんですけど、ここでも茶業経営支援給付金900万円、それと、事業者応援給付金1,235万円という減額になっているんですね。この事業者応援

給付金につきましては、9月の補正で1,610万円という補正の中で、そのうちの1,235万円減額と。非常に大きな減額になっているかというふうに思うんです。これについて何件給付されたのか。茶業経営も含めて教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、茶業経営支援給付金についてでございますけど、この予算化につきましては臨時予算ということで補正予算ですね。臨時議会でご承認いただいたところございまして、これについての数字の根拠といたしましては、令和元年度の霜の関係の対策でJAのほうに茶業部会員という数字がございまして、それが273名という数字がございまして、また、その茶業部会に入っておられない方もあるだろうということで、一応、300という形で設定させていただきました。

結果、申請が210名しかおられなかったということでございまして、後日分かったことですが、茶業部会には名前を置きながら、いつ茶として出荷されるかわからないので、茶業部会として名前だけ置いてあげると。会費が要るんですけど、そういう形の方もおられたということが後で分かりましたが、取りあえず300人という形で予算化させていただいたものでございます。

また、茶源郷和東事業者応援給付金、これにつきましては、6月の町民税の賦課を超過しておりまして、9月補正になっておりました。税住民課のほうで確認させていただきましたところ、個人税の営業所得賦課が195件ございました。あと、法人均等割の賦課が127件あるということで、総数で322件ということで、その5万円という予算を計上させていただいたところなんですけども、実際に申請された方々は75件ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

特に事業者応援給付金については、どのような周知をされたのか教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、広報紙なりで全戸入れさせていただいておりますし、商工会のほうにもこういった形でということでお伝えさせていただきまして、会員さんにも。

ただ、個人については5万円という部分でございましたけども、業者につきましては、会社経営の中で、もしかしたらなかなかそこまでいかれなかったのかというところについては分からないところでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

事業者はこの影響としてあったのかどうかということもあるかと思うんで、どうなのかってあるんですが、個人事業者の中で、私が聞いておりますのは、商工会なり、また、そういった部分の案内があまり伝わってなかったようなことを聞いてまして、私が直接こういうのがありますよと説明させていただいて初めて、そうなんですかということ申請しますという方も何人かおられたんですね。ですから、支援ですから、そういったところの広報というのはしっかりとやっていく必要があるのかなと。

広報紙も皆さんがご覧になっているかというのと、そうでもない部分がありますので、いろんな形を取る中で、やはり広く伝わるように今後していただけたらなというふう



に思いますので、まだまだいろんな政策の中でいろんな形で出てくるかと思います。そういう中で、広報についてはしっかりと住民の方に伝わるようお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後にですね、臨時交付金の減額の部分は相当な額になっているかと思うんですが、この交付金の分については、また別途そういった活用というのは考えておられるのかどうか、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金、これにつきましては、現在、国のほうから第3次まで交付をいただいているところでございます。第3次分につきましては8,400万円ということで内示が出ております。

今、高山議員から農村振興課長にもありましたように、第1次、第2次で不用になっている額と言いますか、本来、国にお返しする額なんですけども、やはり当然、和東町のほうで今後もコロナ対策が必要な事業がございます。それにつきましては、今回3月補正でお願いをしております、空気清浄器、これは各区の集会所ですね、これに置く部分、また自動体温計ということで1次、2次には和東町は計上してなかったんですけども、公共施設におけます自動体温計の設置、また、茶源郷行政情報配信システム、これは補正でご承認いただきまして、令和3年度に設置をするということで進めているわけなんですけども、この費用についてコロナのほうの対策交付金を活用させていただきたいということ、また、国のほうから昨年12月に公文書の押印の見直しのマニュアルが出ております。これに基づきまして和東町でも令和3年度中に見直しをするということで、その予算につきましても交付金を活用させていただきながら進めていきたいと考えているところでございますので、国から頂いている交付金

につきましては、全て和東町のために活用させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、幾つかお願いしたいと思いますが、まず、今の議論の中で指摘だけしておきたいと思うんですけど、いろんな給付金について大変残額が多いと。特に事業者支援の関係、それからお茶の関係も、私は、それは実態としてそうであるならば、それはそれでいいという面もあるんですけども、ただ、例えば、支援すべきお茶の農家がどんだけいるのかというのを町としてちゃんとつかんでないというのは、やはり支援以前の問題だと思うんですよね。

だから、農協に行かないと分からないとかいうことじゃなくて、やはりお茶の町としてまちづくりをしようと、大変困難になっているから支援しようというときに、その土台になる数自身が誰かに聞かないと分からないみたいなことでは支援以前の問題だというふうに思いますし、それから、事業者支援金についても1,600万円組んで1,200万円減額なんていうのは、そもそもどういう試算でやっていたのかということで問われると思うんですよ。

だから、実際よく分からないけど、みんな申請しませんでしたみたいな、そんなことで済ませてたらあかんと思うんですよね。せっかく国からそうやって貴重なお金が来ているわけですから、それぞれにちゃんと行き渡るようにするし、もし、それが必要なかったというんだったら、その給付にしても元から違うことにもっと使えたと思うんですよ。そういう意味では、その辺の事業をする上でもうちょっと緊張感を持ってやっていただくというか、何のためにこれを行っているのかということですから、そこは今後のこともありますので、ぜひ、そこは反省していただきたい。これは指摘だけしておきます。

それから、一般会計14ページの奨学基金積立金100万円の関連なんですけども、これは予算でもちょっと言いましたけども、いわゆる町のほうでずっとしていただいていました旧型の奨学金の関係で、この間、一応、来年度4月から制度を見直して、いわゆる専門学生を対象に入れるけども、高校生は除くと。それから、対象を非課税世帯にするという話で説明がありましたけど、そのときも言いましたけども、やはりこれは明らかに後退だと思うんです。ですから、最低限、今やっている水準というものを維持して、そこに専門学生を追加するということじゃないと、せっかくいい制度をしてきたのに急に後退してしまうというふうに私は思いますので、この前の予算のときには課長にはその辺を伺いましたので、これは町長にね、今、特に新学期も控えておりますけど、やはり学生とかすごく大変な状況ですから、せっかくいい制度として取り組んできたわけですから、最低限、今よりも後退させずに専門学生もちゃんと入れるということで、もう一回検討し直していただきたいと思うんですけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これのそもそもの当初のスタートなんですけど、今、岡本議員の質問にもありましたように、ここをふるさとにされている方が和東町の子供たちに、いわゆる高校生、大学生の授業料が高いから授業料補助の一部にでもしてくださいという目的を持って寄付を頂いたんですね。そのときは非常に貴重な財源をご寄付頂いたもんですから、これをきちっと全額基金にさせていただいて、そして、基金を積んで運営してきました。そのときには学費の一部にしてくださいというのが非常に頭にあったもんですから、高校からと、こういうことで制度が生まれたんですね。

ところが、指摘がありますように、専門学校が対象になってなかったということで、

これは反省しなきゃならんというのがあったんですが、ちょうどこの基金が全て終わって、これを今度は継続していかなきゃならない。ここは一般財源を入れて基金に積んでいくという、今度は町の財政事情でやっていかなきゃならん。そのときにはこの寄付をしていただいた方の趣旨を生かしていくと。それは何か。授業料の減額というところがありました。

その変えるときには、国のほうで高校生に対しては全額無料化していくと、こういう方針に変わったもんですから、大学生とか、そういういろんなところで寄付していただいたところの趣旨、気持ちを生かさせていただくというので、存続する方向に力点を起きました。

そのときに、今、言われたように、確かに、専門学生とか充実させていこうということと一方で出てきたんですが、国のほうの制度が生まれたところにさらにそういうことをするのかと。中学校の義務教育的に出てきたところへするのと同じことですから、それはどうだろうかという制度設計の中で議論が出てきたんですね。そして、取りあえずここでスタートして、しかし、これからの新しい授業料ではなしに一般経費に要るものについて必要だとなってくると、小学校、中学校、高校、大学とあるわけですから、この辺のところでもどこへ線引きをするかというのは、和束町だけの新しい制度を考えていくときに非常に頭を痛めていかなきゃならない。ここは今のところはこれから発展的に、今、岡本議員のご質問をいただきましたように、真摯に受け止めながら今後検討していくべきだろうと思いますが、スタートの段階ではこうであったと。ここで大きく変わったんじゃなしに、旧目的の基金から一般財源へ入れて基金に入れて、これから存続する事業に変わったというのが一つ大きなポイントでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

いわゆる個人の方の寄付でやってきたときと町がそれをちゃんと引き継いで財源を使ってやると変わったときに、むしろ後退するというんでは駄目だと思うんですね。

今いろいろ説明いただいておりますけども、高校生の授業料の実質無償化とかいうのはかなり前からしているわけですよ。これがその間に起こったわけじゃなくて、既に前からやっているわけですよ。それ自身は何も理由にはならないわけですから、せっかく町独自のいい制度として、それはそれで活用されてきたわけですから、利用者にとってみれば、原資が寄付であろうが、町の一般財源であろうが、そんなことは関係ないわけですよ。ですから、やはり利用者の立場に立ってやっていただきたいと思いますので、そこはぜひ検討をいただきたいと思います。

次に、コロナ対策の関係で福祉課長にお聞きしたいんですけども、今、国や京都府の関係で3月中に高齢者施設での検査というのを全てやるということで、今、進んでいるというふうに伺っております。

確認なんですけども、いわゆる検査するといった場合に、わらくであると思いますけど、その入所機能のところの職員とか、それから入所者の方、それから送迎されている方が検査の対象になっている一方で、いわゆるデイとか通所関係のほうとかは今回は対象になってないというふうに伺うんですけども、その辺、正確にしたいので、今現在、検査を受けられている対象というのはどういう方か、もう一回、確認だけお願いします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それにつきましては、確かに、今おっしゃられたような形になるんですけども、私のほうで聞いておるところによりますと、施設に勤務されている方というふうに聞いております。ですので、その施設の例えば契約で来られている掃除の方とかでも常

駐されている方については検査対象になるというふうには聞いておるところでございます。

ただ、これの詳細につきましては、京都府から直接施設のほうに行っているということで、和東町は経由しておりませんので、私の知る限りの範囲では、今ぐらいのところまでしか分かっていないということが現状でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、実際にそこで働いておられる方に聞く時期がありまして、いわゆる入所のほうにおられる職員の方、だから、入所者ではないということですよね。あと、送迎車で回っておられる運転士の方というのは検査対象になっているけども、いわゆるデイサービスとか、それからデイに関わっている方あたりは対象になってないということで、その方はデイの関係で自分も対象になってないと言われていたので、そのとおりだと思うんですけども、もちろんこれは町が直接やっておられるわけじゃないので詳しく分からないということはあるかもしれないけども、ただ、町の誘致の高齢者施設でされている検査ですから、どういう方が検査対象になっていて、実際に検査を受けているのかということをつかんでいただきたいと思いますし、これは国や府の方針もあると思うんですけど、デイサービスというのは通われるわけですから外から来られるわけですよね。ですから、そういう点では、どちらかというところ、そっちのほうの方が本来検査すべき対象であるというふうに思いますし、やるなら全ての職員の方をやらないと意味が薄くなっていくというふうに思いますので、その辺も実態をつかんでいただいて、必要な検査については町自身も独自にでも私はやっていただきたいと思うんですけども、その辺もう一度いかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

おっしゃられるとおり、当然ながら、施設に勤めておられる方につきましては、全員でないと何人か漏れ落ちると蔓延ということ、クラスターということも起こり得るということは十分考えられることでございます。

私が今つかんでいる中では、先週ですかね、およそ半分の方の検査が終わっているということで、多分、検査キットの関係だと思うんですけど、一度に全員できなかつたと。毎日全員が出勤しているわけでもないということで、全員同時にはできなかつたということは聞いておるんですけども、一応、80人強の対象のうちの半分ということを知っていますので、私の中では、実は、デイサービスとかの勤務をされている方もいけるのかなというふうな認識をしておりましたが、こちらにつきましては今ご指摘があったとおりでございますので、早急にそこら辺のところを調べまして、誰が対象になって、どのぐらいの数を接種できているのかというのは調べておきたいと思っております。

その後の質問のほうでございますが、当然ながら、そこら辺の検査につきましては今後進めていくべきことかと思っておりますので、近隣等々も見ながら、また検査の種類等々もたくさんあるという中で、検査の有効性の高いもの低いもの等々いろいろあると聞いておりますので、そこら辺のほうも調査しながら進めていきたいと思っております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

取りあえず実態把握のほうをしていただいて、どうせやるのであれば徹底してやっていただきたいと思うんです。

今、緊急事態宣言のほうは、先日、首都圏も含めて解除になりましたけども、ただ、やはり感染者のほうは、昨日、東京でも300人を超えているということですし、こ

の水準というのは去年の第2波ぐらいのピークぐらいの数で、決して少なくないんですよね。一時期2,000人とかいうようなことがありましたから少なく見えますけども、決して少ない数ではないと。本町ではまだ引き続きゼロということで、そういう状況が続いていますけども、変異種のことも今、出てますので、ぜひ、検査については徹底してやっていただきたいというふうに要望だけしておきたいと思います。

次に、16ページの路線バス運行補助の関係なんですけども、これは一応、前にも説明がありましたけども、一定、コロナ対策も含めて、赤字分についての埋め合わせというのが、町が持ち出す分が減ったということかと思うんですけども、これはこれでいいと思うんですが、先日、新しいダイヤの改正がありました。奈良交通の時刻表について一定改正があったんですけども、私が見たところ、去年と比べて夕方の加茂駅のあたりで若干変更があったと思うんですけども、その辺、説明だけいただけますでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、JR西日本のダイヤ改正に伴いましての軽微な変更ということで奈良交通のほうから連絡を受けているところがございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

夕方の6時台の関係で平日だけというのが毎日になったりとか、入れ替わりというのがあったように思います。また、利用者の利便性等をぜひ検討いただいて状況を見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。



次に、18ページの新生児特別定額給付金50万円の減となっておりますけども、これは去年の補正の関係で、当初の定額給付金の対象にならなかった期日以降の新生児について定額給付金を出すということで予算化されたものですが、結局、まだ年度が終わってない状況があるんですけども、大体給付予定と言いますか、給付された人数はどの程度給付されたのかということと、それから、前にも言うておりましたけども、せっかくそういった新しい取組としてやってきた面がありまして、その以降も、例えば、出産祝い金とかいう形で10万円にするかどうかは別にしましても、そういったものも井手町などは引き続きやるというような報道がありましたけども、和東町としても、今後こういった取組を通じて、引き続いて発展的にやっていくという方向はないのかどうか、これは町長の政策のこともありますので、今現在の中であまり言えるものはないかもしれませんが、方向性としてお考えがあれば、そこは町長にお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今お尋ねありますように、今回いろいろ取っておりますのは、こういった交付金を使っていろんな給付金制度を設けております。これと併せて、この中で常時していくと、本当に子育てに優しいとか、いろんな意味において常設するというものも将来出てくるのか、このときで終わるのか、新しい制度が生まれるのか、これは行政のこれからのまちづくりの中で検討していくべきだろうというように思います。

今、言われたのが次につながるという常設化するほうが、まちづくりにとって、よりいいというものがあれば、全部別だということにしなくても、検討すべきところは検討していくべきだろうと、私はそのように思っております。どこの町もそうだろうと思いますが、しかし、この制度にのっていくものはこの制度として財源がありますの

で、この財源に応じた施策になります。これをそういう方向で検討すべきときは検討していくと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、当初、補正でつけていただいた予算が200万円ということで、20人分の対象ということでさせていただいておりました。これにつきましては、転入とか多胎児の関係もありましたので、そのぐらいの予算を取らせていただいたんですけども、1月末現在で11名の方に給付させていただきました。ここで50万円の減額ということで、残りの方につきましては結構微妙なタイミングというのを聞いている方もいらっしゃいますので、まだ、あと少しだけ予算だけは残させていただいて、50万円の減額という形を取らせていただきました。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

せっかくの給付金ですので柔軟に取り扱っていただいて、より多くの方に給付できるようにやっていただくのと、ぜひ、こういった取組を踏まえて、できたら新しい展開のほうも検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、23ページの道路維持費の関係なんですけども、今、年度末、また年度初めの時期ということで、いわゆる新学期等も4月を迎えようとしているんですけども、また、新入生等も登校もしていくということにもなっていきますが、前から言ってますけども、通学路の安全対策ということで、子供たちが徒歩で通学してくる途上の町道であるとかいう部分で、なかなか歩道までは造れないところが多いわけなんですけども、いわゆる一定安全地帯というか、ここを歩いていけば一定安全に歩けますというところ

ろをしっかりと線を引いていただく、また、その範囲を塗っていただくということをご希望されているということで前から言っておりますけれども、見ている限りではそういった状況はないんですけど、実際、年度替わりのときでもありますから、その辺の状況というか、方向性があるのかなのか、その辺はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

できる限りのことは事業としてやりたいなという思いは持っております。ただ、予算の関係とか、それから工事の関係とかも見ながらという形になります。

今日も朝、祝橋の関係で子供たちと中から中学校を歩いて歩かせてもらっていたら、路肩のほうで沈んでいたりとかしていて、水がたまるから左側通行で歩いているという話も聞いたりしていますので、その辺、住民の声にできるだけ応えられるような調査もさせていただきたいと思っておりますので、また、学校とも連携を取って、できる限りのことはさせていただきたいと思っております。いろいろ計画していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこはぜひお願ひしたいと思ひますし、予算のことを言われますけど、直接、歩道を造ったりとかいうなら大変ですけども、そこはぜひひねり出してでもやっていただきたいと思ひますので、とにかく要望しておきたいと思ひます。

それで最後になるということなので、23ページの中部消防の関係なんですけども、その辺、町長に聞いておきたいんですけど、中部消防の負担金の関係であります。

いわゆる中部消防のほうは組合に入っていて、毎年、負担金を出して消防のほうをやっていただいているんですけど、ちょっと聞いたところによりますと、今度、中部

消防本部のほうが新築で移転されるということで聞いております。ただ、それ自身、いろいろ耐震の問題とかあって、それをちゃんとするという意味では、それはそれでいいと思うんですけども、ただ、ちょっと聞いておりますと、地元のほうとかでは、今度移転する場所ですね、城山台9丁目と聞いておりますけども、そこは地盤的な部分とか、いわゆる土砂災害との関係とか、いろんな部分で不適じゃないのかというご意見が出ていて、いろいろと説明会等の中でもご意見が出ているというふうに聞いております。その辺、もちろん負担金を出している以上は、変なことに変にお金がかかったりするのにも困りますから、実際、組合の一員の町としてどのように評価されているのか。

また、説明会の中では、幾らかかってでもあそこで建つんだというような言い方で、予算に糸目をつけないような言い方であそこに整備するというようなことを説明されたみたいなお話も聞くんですけど、それは幾らかかってもというのはお金も上がりますから乱暴だと思うんですけども、その辺も含めて、今回の移転の事業というのは適切に進んでいるのかどうか、そこを分かる範囲で説明をいただきたいというふうに思っています。

これで最後なので、言っておきたいことだけ言っておきますけども、何でかと言いますと、これは今までもあえてあまり言っていませんけども、中部消防の関係で言いますと、緊急のシステムを新しく入れるときに独占禁止法に抵触する企業を入れたところが、要は、そういう違反があったと。ある意味、言ったら高くついてたということですけど、そういうことがあったのに、実際、中部消防の議会にも報告もないと。去年ぐらいにも時効を迎えて、それについての不服申立て等もできなくなっただけですけども、消防というのは大変大事な事業ですけども、いろんな意味でお金もかかるわけですから、負担金を払う側としては透明なそういった説明というのが必要ですし、もしそういうことがあるのであれば、すごく住民の方の負担になってしまうということもありますので、今度の移転についても、そういう無理な計画の中で、もし多

額のお金をかけてでも整備するようなことがあれば、それはいろんな意味で禍根も残しますし、もし、災害があった場合に防災の拠点になるべく本部が機能不全みたいになってしまったら、これもまた大きな問題ですので、それも含めて、町長のその辺に対するお考えですね、評価についてお聞きだけしておきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初に、独禁法という話を私は耳にしておりませんので、この話については分かりません。

中部消防についての大きな課題につきましては、ご案内のとおり、今のところで救急のときには立地的にスムーズに行けない、こういうところだから、予てから消防の救急業務を取れる場所というのが大事だと、こういうように考えてきて、そして、今、言われたように、場所についてはコンサルに委託して、そして、何キロ以内、どこだったらスムーズに行けるかとか、これは組合へ出ていただいております議員の皆さんはご案内のとおりだと思いますが、そういったものを議会で提案させていただいた中の一つの候補地として出てまいりました。

あとは、中部消防については、東部消防と中部と分かれておりますので、私どもはどちらかという東部の出やすいとこというと、橋がついたもんですから、あそこはスムーズだという面があります。中部消防については、中部消防の中で、ご案内のとおり、木津川市の土地提供とか、いろいろ事情が出てくる問題があります。

そして、西部消防署の廃止は木津川の事情ですので、その理由としてはよく分かります。いわゆる西部消防がなくなったかて、あそこから行くほうが時間が早いし、体制の充実が図れてます。消防署の分署を設けている、そういう行きやすい場所というのでいろいろ検討をされております。

トータル的に今のところ、そして場所がコンサルで決まったと。そして、それが本当に妥当かどうかということを経験調査、設計調査を入れながら、我々もその報告を受けて、そして、それだったらという許容範囲の中でということを決定を見ているわけです。

この決定も、中部消防の組合の皆さん方にもご報告申し上げてご承認をいただいておりますと、こういう中で進んでおると、こういうことではございますので、今いろいろとされているというのは、私の耳にはそういうところはあまり入らないんですけども、今、言われているように、城山台の場所はいろんな地質調査もやられておりますので、それが決まったということで議会にも報告させていただいたということですので、そういうことではご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほか、ありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

着座で失礼します。

町長にお伺いしたいんですけども、町長は3月3日に施政演説ではないんですけど、今までいろんな人から、出るのか出ないのかということを経験されてきたと思うんです。それが3月3日に、「いろいろ熟慮していたけども」と、こういう具合におっしゃったんです。出馬表明ですけど、コロナに向けての一日も早い終結を、ともかくコロナ感染防止対策に努めてまいると、これがまず一つ、それから、トンネルができるから、町が変わるから、どんなまちづくりをしていかないかと、これが一つ、それから、今、第5次総合計画、これは全体のこと、これをやっていかないかと、そういうことでいろいろ取り組んでいるんだということをおっしゃっているんで

す。

新しい茶源郷にもしたいんだと。新しいということは前の茶源郷はあかんのかと。進歩した茶源郷をつくりたいとおっしゃっているに違いないと思うんですけども、あまり否定はしませんし、あなたと論議を交わすこともないんですけど、今おっしゃっていること、コロナ以外は全て第4次総合計画にあるんですよ。だから、その第4次総合計画のできない部分を第5次に持ってきてはるんですよ。第5次だけ新たに作ったというのは全然ないと私は思うんです。

恐らく和東町の住民の人はみんな聞いておられると思うんです。前の出馬するときに、私はもうこんで終わりだから出してくださいと。最後の出馬ですということをおっしゃったんです。それは記憶にあると思うんですけども、それが今度、恐らく誰も出ないと思うんです。1人候補者がいるけども、だから出たいという、そんな駆け引きじゃなくて、正直に、この4年間の間に若手をつくらなあかん。安心して任せる若手をつくっていたら一番いいんですけども、それがつくれないためにいろいろお考えの上で、今回出馬されたと思うんです。そういうことは私に言わせたらスピードが遅い。

第4次総合計画でやれないやつを第5次に持ってきたら何にもならない。第4次が8分どおりできて、少しだけ残っていることがある。新しい第5次総合計画があるんやと。だから、出たいんやと。今度、第5次が遅れてきたら、また次のときに熟慮してます。6次計画がまた10年間、既に20年。第3次、第4次が堀町長の20年間なんですね。だから、そういう具合に思われたら、非常にお年もいかれるので、今度85歳や90歳でそんなことできるわけないですので、今この4年間で私がお願いしたいのは、この4年間で本当の最終の和東町の新しいまちづくりを目指す。それで後継者をつくるということをお願いしたいんですが、それはいかがですかね。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

確かに、私も、まちづくりというのは、近目と遠目があるものですから、4年間で任期をいただいたときにきっちりやっていきたいなという思いもあるのと、次につなげていくというものと、これを併せてまちづくりになろうかと思えます。

こうして、今まで皆さん方からご指示をいただきながら、今、言われたように、確かに長期の形でまちづくりを進めると。これはどちらかという住民の皆さんと協働で、大きな課題はご案内のとおりありましたが、多くの課題を抱えて、夢のあるまちづくりにしていこうという方向の一線に行ったんじゃないかというように思えます。

今回は候補者がおられるとか、誤解を与えてはいけませんが出馬はまだいたしておりません。決意をさせていただいているということですので、何で決意しているかという、これは補正予算と関係がありますので、ご案内いたします。

この補正予算でも、まず、今ご質問がありましたように、コロナ対策の終息に向けて、ゼロが続いていますが、住民の協力をいただきながら感染予防対策に十分緊張感を持って、引き続き切れ目なくやっていかなきゃならん。

そして、いつか終息すると思えます、コロナ後の社会は大きく変わっていると思えます。この大きく変わっているのに対応する農山村づくりをきちっとやっていかなきゃならん。補正予算の質問を見ていただいたら分かりますように、今の時期、誰がされようが、岡田議員の一つ目で、大事だと思えます。

もう一つは、ご案内のとおり、今日も予算の補正のところでも説明がありましたように、非常に続いていますね。そして、今度の事業というのは、国のほうでは直轄事業として、木屋の大きな護岸工事が国の100%の事業着手、それと、治水工事は京都府の100%の事業です。和束町の中においても、耐震から橋から道路、それと新しい拠点とする保健総合福祉センターを建てなきゃならない、この辺が相当集中しておりますし、これを延ばしたらいいやないかというけど、延ばしたら財源の延長が早



いので令和6年度で終わると。過疎対策が令和3年度から10年間スタートするという、これが一番長いです。あとは皆、4～5年で終わってしまうように全部集中しておりますので、この事業がこの予算の補正を見ていただいたら分かりますように、予算が集中している、こういうことであります。

それと併せて、先ほど言われましたように、移住とか定住とかも補正がありますが、こういう時期のものが今一番大事なときに上がってきております。地域ブランドも指定してもらっておりますので、大阪万博はどうか分かりませんが、これも万博に向けて発信していかなきゃならない。それと、犬打峠ができてトンネル化を見据えたまちづくりをやらないといけないということになったら、生業をどう生かしていくかとか、何か手を打たないとストロー現象が起こってしまいます。だから、総合計画というのは、これを併せて新しい総合計画の中に位置づけていかなきゃならない。単なる、引っ張ってきて、次できてないやつを送る。確かにできてないものは見直してやらなきゃなりません、そのときそのときの課題をどう実現するかということでした。

だから、正直なところ、候補者がどうのこうのやなしに、これはやっぱりやらんならん時期だと。今は降りるときでもないだろうと、こういう判断をしたのは、今、申し上げた内容が集中しておる。ここはやっぱり行政経験を生かさせていただいて、継続し、安定させて、そして未来へ引き継いでいく、こういうことであろうというふうに思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

木屋の件は今おっしゃいましたけども、木屋の件は2～3年前から説明も聞いております。だから、その木屋の件が完成したかて和東町にとっては何ら得することはないです。

業者のこともどうですかというたら、何十億円という仕事を和東ではできないとかいう話も聞いております。トンネルも20年前からトンネルのことが努力によってようやくできてきたと。そういうのは分かっている話なんですね。それを見越して、第4次総合計画でその計画を私はしてほしかったんです。

第5次だったら、トンネルができてきます。町が変わるとか、そんなん過去の話であって、もっともっと前へ進んでほしい。私はこれ以上発達することないというぐらいに私はしてほしかったんです。

それで、こういうこともおっしゃっているんですよ。最近の激しい気象変動、いつ災害が起こってもおかしくない状況にあるんだ。だから、本町においても、この前の住民の安心・安全なまちづくりを最優先課題として取り組んでいきましたと。どんなんが最優先かということで私にしたら不安に思うんですけども、今、地震があったら、耐震とかやっておられますわね、これも一つですわね。

それと、南海トラフの京都はとあるんですよ。町長がおっしゃったように、そのとおり、いつ何が起こるか分からない。30年以内に南海トラフの地震で和東のこの辺は6.5ですわ。6.5ということは、東部にあるあれもひっくり返る可能性もなきにしもあらず。それから、木造の民家の崩壊が多い。津波とかそんなんはないんです。土砂の災害も多いと。これがいつ来るか分からんということを私が前から言っているように、6.5の地震ができれば、東部の擁壁は倒れるということは前からもおっしゃっているんですね、我々が百条調査委員会をしたときに。だけど、いまだにまだできない、そんな状況、遅い。だから、私はもっともっと本当に町長がおっしゃっている、気象変動が起こるから災害が起こるかも分からんと。だから、早くやらないかんとおっしゃることと、実際のできてくるのが10年ほどあれなんですよ。だから、この後の4年間については財源がありますから、有利な起債を使ったりされていることはよく分かっておるんです。だけど、言われたことは進んでやってもらわないと、住民は「またか」と、そういうことを思っ取るんですよ。

ここの一番最後にもこういうことをおっしゃっているんです。新しい茶源郷和東の未来を制作する、これは確かにいいことです。今まで来たことが古いかも分かんけど、これからさま変わりになったら、やはり茶源郷も変わると。

もう一つ、私が入院しているときにお茶の話が出たんです。和東町のお茶はいいんですねって言われたんですよ。検査をしたら茶の中にカテキンがあるので、コロナにもいいということを私が入院している医院長がおっしゃったので、早速持ってきてもらって渡したんですけど、町長は「お茶」「お茶」「お茶」と言わはるけど、お茶はコロナにも効く、そういうことでもう少し宣伝を出してほしいんですけど、その点いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

まず、最初、コロナのほうからお答えさせていただきますと、奈良県立医大が、コロナについては1分間こうしていると感染力が弱まるという発表をされました。これが唯一の学問です。もう3月に入って終わるわけなんですけども、私が話に聞いておりますのは、京都大学と茶業研究所でこれを今、調査してもらおうと。そして、発表するだろうと。京都大学と茶研がやっていることは事実ですから、これは3月までというふうに私は聞いておりますから、これが多分発表されるだろうと。

今、岡田議員が言われますように、和東町はお茶処でありますから、これを飲むだけやなしに見ることも大事だと。いわゆる触れることも大事だと。五感で免疫力を高めると。いわゆる筋力を高めてウォーキング、こういうことがこれからいろんなところでプレゼンもできるんじゃないかなろうかと思います。

ただ、さっき犬打峠を見据えたまちづくり、まさにそのときに手を打たないとストロー現象が起こったり、トンネルができたからといって全てまちづくりがバラ色になるわけじゃありませんから。このときにどういう施策を打つべきかということを見据

えてきちっとやっついていかないと発展しないだろうと。

第5次総合計画を今まさに作成をしていただいているところでもありますので、引き継ぐところは引き継ぎ、そして新しい環境の下に変わるものは入れ替えてやっついていくと。これはコロナの関係で遅れてしまったんですね。申し訳ない。本当でしたらここでスタートして皆さん方にお見せできたんですが、申し訳なく、遅れました。そういうことで、これから考えていかなきゃならんと。

安心・安全のところでは言いますと、京都府には浚渫工事をたくさん入れてもらっていますので、治水工事を入れていただくということで今やっています。和東川からの浚渫というのは相当入ってくると思いますが、この辺のところを一定やっております。

それと、東部、これは連合ですけども、今、裁判でやっついていて、地滑りしているというわけですから、これを最小限やらなきゃならないと。これを最初にやります。それは今、調査、今度は設計を入れるというところまで予算化しておりますので、設計したら、あとは入札執行するというのは本年度の予算です。そこのところを第一。あれを全部さらにするんじゃなしに、最低、地滑りの予算化でしてきていますので、これをまず具体化していく。

それで置いておくのではありません。ここは今後も総合計画で早くやっついていく、住民の皆さんとも相談しながら、地元とも相談しながら今やっついておりまして、どうすべきかということは、これは大事だと思っております。

まず、最初は、裁判で受けて、ほっといたら責任を問われますので、その責任を問われない最小限のところまで今、入札をして予算執行、いわゆる入札発注に向けて今、作業している、こういうことをございますので、これはご案内のとおりだというように思っていますので、その点でご理解いただきたいと思っております。

総じて、和東町の形をつくって、総合計画のもとに、住民と一緒にやってつくっていくまちづくりの一つの計画が私は必要だと思っておりますので、第5次総合計画は大変大事な計画だと、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

町長とここで論議していたら1時間でも2時間でもかかりますので、とにかく簡単に要点だけもう1点。

今、コロナは和東町はゼロです。これは本当に、町長以下住民の皆さんが自慢ができる。対策を自分ら自ら、手を洗う、うがいをする、マスクをするというのは徹底されていると思います。だから、その証で今、住民の方はゼロで喜んでおられるんです。

去年はどうだったか私は分かりませんが、今年、お茶が来たら外から必ず働く人が来られると思うんです。その方が、例えば、和東に20人なら20人、各農家に1人か2人ぐらいは呼んではるんですよ。それは雇用促進の東部から派遣してもらったりとか、農村のほうの関係もあるんですけど、要は、和東へ20人入ってこられたら、持ってるか持っていないか分からない。オリンピックでも選手に注射したり検査するんですよ。だから、それをすることが今、一番大事なことだと思うんです。

その水際で受け止めないと、その人らは自分がかかっているかかかっていないか分からないけども、和東へ来る。和東で仕事をしてもらう。そしたら、クラスターが起ると。だから、その対策は絶対にどんなにお金をかけてもその人らに検査をしてもらう。検査証明書、そういうものをつけてもらうということを行政指導じゃないですけど、農家が人を雇っていることは分かっているはずですよ。どここの家は何人、どこどこは何人とか、そういうことを今、水際でこれを何とかして止めて、入ってこられる働く人の検査をし、安心して仕事もしてもらえる。そしたら、みんなと仲よくやれる。これをやらんと、今はまだ入ってこられてないと思うんです。入ってこられたら、恐らく1人でも出たらアウトです。和東だったら1人出たらパンクですわ。200人、300人はすぐですわ。

今、コロナに非常に力を入れておられるということであるならば、それをまずさき

にやってほしいんですよ。それはいかがです。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、住民の皆さんのご協力というんですか、そういうことのおかげで、皆さん、緊張感を持ちながらやっていただいて、ゼロだということで今、続けております。これは本当に住民の皆さんに感謝を申し上げなきゃならんなと思っております。

その中で、今、言われたように、外国とか、外からというところがあります。外国は国のほう水際があるんでしょうけども、感染地域から入ってくる、ここが一番このままいきますと大変ですので、今、言われていることは十分踏まえながら、節度を持って対応していくというのは大事だろうと思っております。

基本的な形は、今、岡田議員が言われたことは分かっておりますが、すぐこうやりますというのは申し訳ないですけども、お答えできない。そこは、今、岡田議員が言われるように、十分気をつけてやっていかなきゃならない。ここは議論して対応を考えていく必要があるかと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

最後になるんですけど、今おっしゃったとおり、コロナにしたかてすぐはできへんけど、かかったら誰が責任取るんやと。農家取るのか、行政取るのかという話に議論をしたらなってくるので、私は早いこと手は打ってほしいという思いなんです。

南海トラフの件は最後になるんですけど、これは防災をきっちりしないと駄目なんです。ずっと前から、防災の日を決めて、子供たちがどこへ逃げる。年がいった人はどうするということは一度もやってないんですよ。だから、年に1回は住民の人に

災害が怖いという意識を与えないと、和東は津波はないからと安心していたらあきませんよ。地震のときは和東保育所の子はどこへ逃げるのか、小学校はどこへ逃げるのか、そういうことを一度もやってないんですよ、町長。これは必ずできることなんですよ。だから、年に1回は防災の日をつくって、サイレンを鳴らして一斉に皆どういう体制を取るかということ、これだけお願いしたいんです。

以上です。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今のご質問で和東町は一回もやってないというところで、私もその辺のところでお答えさせていただきます。

私が知っている限りでは、区ごとにやらせていただいている、私の近くでしたら中区でB & Gへ集まってもらう機会をつくってやったことがあります。だから、そういう方向が大事だというふうに受け止めはしておりますし、区の協力をいただいて、今、岡田議員が言われるように、そういう話は私は大事だと思っております。だから、区の協力をいただくとか、消防団と話し合ってくださいとか、過去に組単位ぐらいのところでやらせてもらったんですね。

それと私は、最近、防災に気をつけていこうというのは、これは京都府もそうなんですけども、和東町もそれに合わせてやっておりますが、いわゆるハザードしているんですね。だから、地図上でハザードしながら、日頃から住民に意識を持ってもらうように努めております。ハザードマップを住民の皆さんに持っていただいて、これを徹底していくというのが大事だろうというふうに思っておりますので、ここは岡田議員が言われるように、命を守るというのは非常に大事なことでありますので、何ができるか、何が必要か、今のご意見もいただきながら、そういう取れる施策は取っていくべきだろうと思っておりますので、いつ、どこで何が起こるか分からないということでは

ので、しかし、和東町の身の丈に合ったやり方でやらないといけませんので、そこは内部で十分検討はさせていただきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

昔から言うは易く、行いは難しいと、このことだけは肝に銘じてやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかの方、ありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第18号 令和2年度和東町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第18号 令和2年度和東町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



起立全員です。

したがって、議案第19号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第20号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第21号 令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第22号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第1号 和束町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、私から、和束町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。

発議第1号 和東町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

以上、提案理由として、議案の朗読をもって説明といたしますので、この趣旨をご理解いただきまして、議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。

発議第1号

#### 和東町議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び和東町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月24日

提出者 和東町議会議員 岡田 泰正

和東町議会議長 小西 啓 様

#### 和東町議会会議規則の一部を改正する規則

和東町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合に

はその名称を記載し、代表者) が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけております。お目通しいただきますようお願い申し上げます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第1号 和束町議会会議規則の一部を改正する規則を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第1号 和束町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第2号 扶養照会の撤廃など生活保護制度の改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 8 番（岡本正意君）

発議第 2 号の提案理由を申し上げます。

コロナ禍の下、暮らしやなりわいがこれまでになく厳しい状況にある中で、菅総理も「最後は生活保護がある」と口にしたように、社会保障の最後の砦である生活保護制度の役割が重要になっており、保護を必要としている方を漏れなく支援することが求められております。

しかし、その一方で、全体として様々な要因が壁となり、受給資格があったとしても申請さえできないケースが多い実態がございます。その主な要因の一つが扶養照会と言われております。

扶養照会は申請上の義務ではありませんが、実際は義務的な扱いの中で運用され、それが申請を妨げ、断念する原因にもなり、保護につながらないケースを広げております。早急に改善が求められていることから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案に替えさせていただきたいと思っております。

発議第 2 号

扶養照会の撤廃など生活保護制度の改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 3 年 3 月 24 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 小西 啓 様

扶養照会の撤廃など生活保護制度の改善を求める意見書

コロナ禍による経済と生活の未曾有の危機が広がる中、命と暮らしを守る「公助」の責任と役割発揮が強く求められています。とりわけ「最後の砦」である生活保護を積極的に運用し、困っている人を誰一人見捨てない行政を進めるときです。

しかし現実には、生活保護の申請や受給には高い壁があり、コロナ禍でも受給者が増えていない状況があります。日本での生活保護の捕捉率は 2 割程度で、8 割を超えて

いるヨーロッパの国等と比較しても異常に低くなっており、受給できる生活水準でも多くの世帯が受給できていない実態となっています。

その主要な原因の一つが扶養照会です。扶養照会は、申請者の親や兄弟、孫など親族に援助ができるかを問い合わせるもので、家族や親戚に事情を知られたくない人が申請を断念する、DV被害者が加害者に居場所を知られるなど、申請の大きな壁や問題になっています。

扶養照会が経済援助につながった確率は、2017年の厚労省調査でも1.45%にすぎず、ほとんど意味も効果もない実態があります。そもそも法的にも扶養照会は義務ではなく、直ちに撤廃すべきです。

扶養照会の他にも、厳しい資産要件や調査、相談窓口での不十分な対応など、幾つもの壁が申請や受給を妨げているとともに、生活保護や受給者への不当で誤ったイメージを広げる原因にもなっています。

厚労省は昨年末に「生活保護は国民の権利です」「ためらわずに申請を」と呼びかけ、年明けにはその立場での対応を自治体に求める通知を出しました。この呼びかけを生かすためにも申請の妨げとなっている扶養照会等の対応を撤廃し、安心して申請し受給できるようにすべきです。

同時に、この間削減を続けてきた各種手当の回復、増額など、給付内容を抜本的に改善することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月24日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

井上議員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、扶養照会の撤廃など生活保護制度の改善を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

生活保護は国民の権利であり、必要の方ためらわず申請するべきで、厚労省は、迷わず相談することを呼びかけている。昨年の生活保護申請は0.8%増で、新型コロナウイルス感染拡大による雇用情勢の悪化が影響していると見られる。厚労省は、今年2月には申請時の心理的な負担を減らそうと、福祉事務所が本人の親族に援助できないかどうかを確認する扶養照会について弾力的に運用する自治体に求めた。さらに、20年間音信不通の親族には、照会不用としていた目安を10年程度に改めた。

私見といたしましては、完全に扶養照会をなくし全ての申請者に対して生活保護需給をされると、体力のある若者や就労能力のある者さえ安易な考えで、就労しなくなる懸念が生じる。

また、何らかの検証がなければ、反社会勢力の利用温床となる可能性すらある。いわゆる正直者がばかをみるということになりかねない。

実態は、一度受給されると、よほどのことがない限り取消しができないことも背景にある。私は、生活保護制度を悪用されることを心配しているのであって、生活保護

が必要な方はぜひ利用されることを望む。

扶養照会は一長一短あり、モラルをキープすることや日本人独特の恥という概念により生活保護を断念される方もおられると思う。そのために自治体は申請者の話をよく聞き、必要な方に対して申請をためらわないようにすることも大事である。

以上の理由により、反対といたします。

○議長（小西 啓君）

ほか、討論ありますか。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

発議第2号についての賛成討論を行います。

生活保護制度は、生活保護法の目的にも明記されていますように、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする憲法25条が保障する生存権に基づく社会保障制度であり、保護の受給は、生活困難に直面している全ての国民の権利として運用されなければなりません。

とりわけコロナ禍の収束の目途が見通せない中で、「最後の砦」としての役割を十二分に果たすことが求められております。そのためにも、申請や受給を妨げている原因を取り除き、受給資格がある人が漏れなく受給できるようにする必要があります。

意見書にもあるように、日本での生活保護の捕捉率は2割程度と、世界的にも異常に低い実態があります。捕捉率とは、本来保護を受けるべき人の中での受給できている率のことで、8割が受けられるのに受けられていない、これが日本の生活保護行政の実態なのです。

このような状況を生み出す主な原因が、扶養照会であり、厳しい要件であり、不親切な窓口対応であると言われております。中でも3親等内までを範囲とされている扶養照会が相談者にとって最も高い壁となっており、あるアンケートでは、生活保護を利

用していない理由として「家族に知られるのが嫌」というのが約35%を占め、一番多くなるなど、生活困窮者を保護から遠ざける最大の要因になっています。

一方、扶養照会が援助につながっている率は、意見書でもあるように1.45%と、相談者の精神的苦痛や相談窓口の照会に要する手間の大きさに比べ、極めて非効率で低い実態がございます。扶養照会は困っている人を助けるのではなく、ますます追い詰める効果しかないというのが実態です。

厚労省は、この間の国会での論戦や支援団体からの要請などを受けて、「扶養照会は義務ではない」などと述べ、若干ではありますが、運用改善に取り組み始めていますけれども、「家族関係が壊れている場合」などと中途半端な対応が続いており、直ちにやめるべきです。

厳しい生活保護の保護行政の根本には、政府の社会保障予算の削減や各種手当の削減など、生活保護制度の改悪路線があります。コロナ禍をいざというときに生活を支える制度や支援がいかに壊され、弱くされてきたか、命と生活を支え、守る社会保障制度がいかに大切かを浮き彫りにしております。政府がこれまでの社会保障削減路線を改め、最後の砦である生活保護制度を誰もが安心して受けられるように改善すべきです。

先ほどの討論の中で、扶養照会を撤廃するというのではなく、運用上で改善するということが言われておりました。また、それがいわゆる悪用と言いますか、不当な需給につながっている、温床になっているというようなこともありましたけれども、実際にそういうことがあるというのは事実でありますけれども、全体の需給の中での占める率というのはほんの僅かであります。それをもって実際に本当に必要とされている方の妨げになっている、こういった要因を取り除かない理由はないというふうに思います。実際に不当な需給があるのであれば、行政がしっかりと指導すればいいだけの話であって、その辺についても理由にはならないと考えております。

以上のことを述べて、賛成討論といたします。



○議長（小西 啓君）

ほか、ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第2号 扶養照会の撤廃など生活保護制度の改善を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第2号 扶養照会の撤廃など生活保護制度の改善を求める意見書は、否決されました。

日程第13、発議第3号 安心できる介護保険制度への改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○8番（岡本正意君）

発議第3号の提案理由を申し上げます。

介護保険制度がスタートして以来、7回目の見直しを迎えた今回の計画で、本町の65歳以上の方の介護保険料基準額は月額7,600円を予定し、当初と比べ3倍を超える事態となり、高齢者の負担はますます限界を超える事態となっております。

年金額が減り続ける中で際限のない保険料値上げが続くことは、今や高齢者の命と生活を破壊するもの以外の何物でもなく、制度自身の破綻を意味するものと言わざるを得ません。コロナ禍の下で、高齢者の尊厳を支えている介護サービスの重要性はますます明らかになっていますが、制度の根本的な改善なしに、介護水準を守り、充実していくことは不可能な状態と考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして、提案とさせていただきます。

発議第3号

安心できる介護保険制度への改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年3月24日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 小西 啓 様

安心できる介護保険制度への改善を求める意見書

介護保険制度は、社会全体で介護を支え、高齢者の尊厳を守り、人間らしく老後を生きられる環境を整備することを掲げ、2000年にスタートしました。あれから20年が経過しましたが、実態は、当初から心配された「保険あって介護なし」「負担ばかりで介護なし」の状況が制度の見直しのたびに広がりました。

高齢者の保険料は、制度開始以来、値上げが繰り返され、8期目を迎えた本町の次期計画では、当初の保険料の約3倍にもなり、反比例するように減り続ける年金からの容赦なく天引きされる中で、高齢者の負担はとっくに限界を超えています。

重い保険料負担とは裏腹に、サービス基盤の整備は進まず、介護度による利用制限の強化や「介護外し」、利用料の値上げなど、もはや保険とは名ばかりの国家的詐欺との指摘まであるほど制度は後退し、さらなる「改悪」も検討されています。

コロナ禍は、医療と同様に、介護の役割の重要性と現場の困難を改めて浮き彫りにしています。このままでは介護をする側も受ける側も共倒れになる危険性が極めて大きくなっています。

介護保険制度が抱える矛盾の根本原因は、政府による社会保障予算の削減、それに伴う介護関係予算の削減の中で、制度開始以前は5割あった国の負担を大幅に減らし、高齢者、現役世代、事業者、自治体の負担を増やしたことにあります。そのことがサービス基盤の整備や介護従事者の処遇改善を妨げ、介護離職などの家族の負担を増やし、何よりも高齢者の人間らしい生活を妨げています。

政府は、社会保障予算の削減を直ちにあらため、介護関係予算を抜本的に増やし、保険料や利用料の軽減、サービス基盤の強化、介護従事者の処遇改善など、安心できる介護保険制度への改善に責任を持って取り組むことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月24日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

井上議員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、安心できる介護保険制度への改善を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、皆保険制度同様、社会全体で介護を支える制度として、今日まで世界に希な制度として我が国で寄与されてきました。戦前戦後、個々の高齢者は個々の家で、特に家庭内において主婦が中心となって最期を見守ることが当たり前であっ

たことが、この制度によって女性の社会進出が格段となり、さらに専門的な介護を担う事業所、施設などができたことで、雇用の面においても多大な貢献がなされたことは言うまでもありません。

2025年の団塊の世代の総高齢化に向けて介護の必要性が逼迫する中、長期制度維持のための財政調整基金にも限界があり、全ての世代における負担増はやむを得ないとする考えにより、この制度は負担していためにも制度維持を希望するものです。よって、反対討論といたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

発議第3号についての賛成討論を行います。

介護保険制度の目的は、それまで家族介護に依存してきた日本の介護の在り方を変え、社会全体で介護を支え、専門的なケアを提供することで、高齢者の人間らしい生活と尊厳を守るとともに、家族の負担を減らし、生活と尊厳を守ることにあると思います。そして「豊かな老い」の実現は、全ての人々の豊かさにもつながっていくものと考えております。

しかしながら、この20年の現実はそのような理想を背景においやり、また棚上げし、当初から懸念されていた「保険あって介護なし」「負担ばかりで介護なし」の拡大でした。まさに制度だけが維持されて、実際に利用者のための保険になっていないというのが現実ではないかと思えます。

意見書でも指摘しているように、高い保険料負担を強いながら、それにふさわしい介護サービスを提供できない制度の現状は保険とは到底言えない、まさに国家的詐欺と言わざるを得ないのではないかと思います。このまま抜本的な制度改善が行われな  
いまま推移、放置するならば、制度は残っても、多くの方が制度から事実上、排除され

る事態となりかねないと思います。

制度の矛盾の原因は明確であります。介護に対する国の財政負担が少ないからです。意見書でも指摘しているように、保険制度のスタートとともに、それまで5割負担だった国の負担を4分の1に減らし、自治体と国民への負担を大幅に増やしたからにはほかなりません。介護サービスの基盤を整備し、高齢者の生活を守る国の責任を放棄し、介護サービスの充実か保険料値上げかの選びようのない選択を強いる仕組みが保険制度の根幹を壊し、介護から安心を奪っていると考えます。際限のない保険料値上げをはじめ重い介護負担は高齢者や家族の生活を破壊するだけでなく、本町のまちづくり、地域経済にも極めて否定的な影響を及ぼすものです。政府は、社会保障予算の削減路線を真剣に見直し、安心できる介護保険制度にするために責任を果たすよう重ねて求め、賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほか、ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第3号 安心できる介護保険制度への改善を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、議案第3号 安心できる介護保険制度への改善を求める意見書は、否決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

議員の皆さん、職員の皆さん、3階から離れないでください。

休憩（午後5時16分～午後5時28分）

○副議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

小西 啓議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第1、議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、小西 啓議員の退場を求めます。

(小西 啓議員 退場)

○副議長（岡田 勇君）

職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（島川昌代君）

失礼します。

令和3年3月24日

和東町議会副議長 岡田 勇 様

和東町議会議長 小西 啓

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（岡田 勇君）

お諮りします。

小西 啓議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、小西 啓議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

(小西 啓議員 入場)

○副議長（岡田 勇君）

小西 啓議員の議長の辞職を許可することに決定をしましたので、小西 啓議員にこの旨、告知いたします。

議長辞職につき挨拶がありましたら許可します。

○10番（小西 啓君）

議長退任に当たりまして、一言、議員の皆様方に感謝とお礼の言葉を申し上げます。

つたない議会運営でございましたが、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をもちまして、大過なく議長職を務め上げさせていただきました。

どうもありがとうございます。

コロナの中、議員の皆様方には何かと議員活動に制約をしていただき、また、コロナ対策にはご協力をいただきました。これからもコロナはまだ続くと思います。どうか議員の自覚を持ってこれからもよろしく行動をお願いいたします。

最期に、島川事務局長、今西事務局員には、2年間サポートをしていただき、心から感謝を申し上げます。

どうもありがとうございました。

○副議長（岡田 勇君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、

直ちに選挙を行うことに決定しました。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(岡田 勇君)

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、高山豊彦議員、4番、村山一彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長(岡田 勇君)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(岡田 勇君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(島川昌代君)

失礼します。



2 番 高山 豊彦議員、 3 番 藤井 清隆議員  
4 番 村山 一彦議員、 5 番 吉田 哲也議員  
6 番 井上武津男議員、 7 番 岡田 泰正議員  
8 番 岡本 正意議員、 9 番 畑 武志議員  
10 番 小西 啓議員、 1 番 岡田 勇議員

○副議長（岡田 勇君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2 番、高山豊彦議員、4 番、村山一彦議員、立会いをお願いします。

（開 票）

○副議長（岡田 勇君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち岡田泰正議員 8 票、岡田 勇議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 です。

したがって、岡田泰正議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（岡田 勇君）

ただいま議長に当選された岡田泰正議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

岡田泰正議員、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

一言、議長就任のご挨拶を申し上げたいと存じます。

先ほどの選挙におきまして議長の大役を仰せつかり、その職責の重さを今、痛感しておるところでございます。

浅学非才の身ではございますが、議員各位並びに理事者の皆様方のご協力をいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

さて、一昨年より新型コロナウイルス感染症により、日本はおろか、世界の人々は恐怖と混乱の事態に陥っております。このようないかなる事態となろうとも、私たちは町民の暮らしと地域の経済をしっかりとした気構えと責任を持って守っていかなければなりません。

先ほどの新年度予算は全て既決され、積極的な予算規模が計上されており、第5次総合計画とともに一刻の猶予もなく速やかなる執行が求められております。特に、議会は提案事項に対して議決権を有しており、この議決に対して遠からず、近からず、微妙な距離感を持ちつつ、是々非々の精神で議会運営に徹してまいる所存でございます。

2020の東京オリンピック並びにパラリンピック、さらにワールドマスターズゲームズのMTBの開催地としての準備と多岐に渡り、待ったなしの多くの行事が控えており、粉骨砕身頑張っている覚悟でございます。いま一度、皆様のご指導とご協力のほどを重ねてお願いを申し上げましてご挨拶といたします。

○副議長（岡田 勇君）

議長と交替します。

○議長（岡田泰正君）

ただいまから暫時休憩します。

休憩（午後5時48分～午後6時02分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

お諮りします。

お手元に配付いたしました日程第1号の1を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第1号の1を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

お諮りいたします。

変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。その議席番号及び氏名を局長に朗読させます。

○事務局長（島川昌代君）

失礼します。

それでは、議席表を読み上げます。

1番議席 岡田 勇議員、 2番議席 高山 豊彦議員

3番議席 藤井 清隆議員、 4番議席 村山 一彦議員

5番議席 吉田 哲也議員、 6番議席 井上武津男議員

7番議席 岡本 正意議員、 8番議席 畑 武志議員

9番議席 小西 啓議員、 10番議席 岡田 泰正議員

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

なお、氏名柱の議席番号については、次期定例会、もしくは臨時会までに記入させていただきますので、ご了承願います。

ただいまから暫時休憩いたします。

なお、議員各位には休憩中に議席簿のとおり議席の交替をお願いいたします。

また、ただいまから議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室にご参集願います。

休憩（午後 6 時 0 5 分～午後 6 時 2 6 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

追加日程第 4、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

総務厚生常任委員の岡田泰正議員、小西 啓議員、井上武津男議員から産業常任委員会に、産業常任委員の岡本正意議員、畑 武志議員、岡田 勇議員から総務厚生常任委員にそれぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出があります。

お諮りいたします。

岡田泰正議員、小西 啓議員、井上武津男議員、岡本正意議員、畑 武志議員、岡田 勇議員からの申出どおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、各常任委員会の初会議を開き、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

総務厚生常任委員会は議員控室で、産業常任委員会は委員会室で初会合をお願いいたします。

なお、委員長が選任されますまでは、年長の委員が臨時委員長として職務を行うようよろしくお願いいたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後 6 時 2 8 分～午後 6 時 3 5 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

各常任委員会より委員長・副委員長の互選が行われ、総務厚生常任委員会委員長に村山一彦議員、副委員長に高山豊彦議員、産業常任委員会委員長に吉田哲也議員、副委員長に井上武津男議員が選任されましたので、報告します。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 6 時 3 6 分～午後 6 時 4 2 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

追加日程第 5、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

失礼いたします。

それでは、議会運営委員会の委員を報告いたします。

高山豊彦議員、村山一彦議員、吉田哲也議員、小西 啓議員、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより、本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会運営委員会の委員長・副委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室で行います。

これより、暫時休憩いたします。

休憩（午後 6 時 4 4 分～午後 6 時 4 9 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

議会運営委員会の委員長・副委員長の互選が行われ、委員長に小西 啓議員、副委員長に吉田哲也議員が選任されましたので、報告いたします。

追加日程第 6、議会広報編集委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員会の委員については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思っております。

局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

失礼いたします。

それでは、議会広報編集委員会の委員を報告いたします。

藤井清隆議員、村山一彦議員、吉田哲也議員、小西 啓議員、岡田泰正議員、以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

ただいまの報告のとくおり指名することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会広報編集委員会の委員長・副委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 6 時 5 1 分～午後 7 時 0 1 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

議会広報編集委員会の委員長・副委員長の互選が行われ、委員長に小西 啓議員、副委員長に村山一彦議員が選任されましたので、報告します。

追加日程第 7、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の議会議員が一部事務組合議会の構成員となるものに、相楽郡広域連合事務組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合、以上の一部事務組合があります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽郡広域事務組合議会議員には、私、岡田泰正と岡田 勇議員、相楽中部消防組合議会議員には、私、岡田泰正と小西 啓議員、国民健康保険山城病院組合議会議員には、畑 武志議員、高山豊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました各議員が一部事務組合議会議員の当選人と定め

ることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました各議員が一部事務組合議会議員に当選されました。

したがって、各一部事務組合議会議員は選挙の結果、相楽郡広域事務組合議会議員には、私、岡田泰正と岡田 勇議員、相楽中部消防組合議会議員には、私、岡田泰正と小西 啓議員、国民健康保険山城病院組合議会議員には、畑 武志議員 高山豊彦議員、以上の各議員がそれぞれ当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第8、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員には、井上武津男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました井上武津男議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました井上武津男議員が、京都府後期高齢者医療広域



連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いたします。

追加日程第9、京都地方税機構広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都地方税機構広域連合議会議員には、藤井清隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました藤井清隆議員を、京都地方税機構広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤井清隆議員が、京都地方税機構広域連合議会議員に当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第10、相楽東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽東部広域連合議会議員には、村山一彦議員、井上武津男議員、畑 武志議員、  
岡田 勇議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました村山一彦議員、井上武津男議員、畑 武志  
議員、岡田 勇議員を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議あり  
ませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、村山一彦議員、井上武津男議員、畑 武志議  
員、岡田 勇議員が相楽東部広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知  
いたします。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 7 時 0 8 分～午後 7 時 2 1 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

お諮りいたします。

手元に配付いたしました日程第 1 号の 2 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更  
し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第1号の2を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第11、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、畑 武志議員の退場を求めます。

(畑 武志議員 退場)

○議長（岡田泰正君）

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第1号の提案理由を申し上げます。

和東町監査委員に畑 武志氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきます。

同意第1号

#### 監査委員の選任について

下記の者を和東町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住所 京都府相楽郡和東町大字釜塚

氏名 畑 武志

年齢 71歳

令和3年3月24日提出

和東町長 堀 忠雄

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第1号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第1号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

（畑 武志議員 入場）

○議長（岡田泰正君）

ただいまの監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意をいたしましたので、畑 武志議員にこの旨、告知いたします。

長の機関等の委員につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

追加日程第12、日程第2、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議あり

ませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和3年第1回の定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、これまで小西議長をはじめ旧それぞれの役の中でご活躍いただきました議員の皆様方には本当にありがとうございました。また、新しく岡田議長をはじめ、新任されました議員の皆さんにはこれからもお世話になりますが、よろしく願いいたします。

今回の議会におきましても、私どもが提案させていただいた全議案につきまして原案どおりご承認いただきましたことをこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思っております。

特に、今回の3年第1回定例議会は私の5期目の最期の定例議会でもありました。皆さん方から非常に活発なご意見もいただき、非常に心に残る意見、また参考にさせていただく意見、いろいろあったわけですが、こうして皆さん方にお世話になったことを非常にありがたく思って、感謝を申し上げながら、お礼のご挨拶とさせ

ていただきたいと思ひます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして、令和3年和束町議会第1回定例会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

午後7時28分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

和東町議会新議長 岡 田 泰 正

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 岡 田 勇

〃

和東町議会議員 高 山 豊 彦